

【表紙】

|                     |                                                                                                                                 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                                                                                                                         |
| 【提出先】               | 関東財務局長                                                                                                                          |
| 【提出日】               | 2024年5月15日                                                                                                                      |
| 【会社名】               | シスコ・システムズ・インク<br>(Cisco Systems, Inc.)                                                                                          |
| 【代表者の役職氏名】          | 上席副社長兼最高会計責任者<br>マリア・ヴィクトリア・ウォン<br>(Maria Victoria Wong, Senior Vice President and Chief<br>Accounting Officer)                 |
| 【本店の所在の場所】          | アメリカ合衆国、95134-1706 カリフォルニア州<br>サンノゼ市ウエスト・タスマン・ドライブ170 番地<br>(170 West Tasman Drive, San Jose, California<br>95134-1706, U.S.A.) |
| 【代理人の氏名又は名称】        | 弁護士 松 添 聖 史                                                                                                                     |
| 【代理人の住所又は所在地】       | 東京都港区六本木一丁目9番10号<br>アークヒルズ仙石山森タワー28階<br>ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）                                                               |
| 【電話番号】              | (03) 6271-9900                                                                                                                  |
| 【事務連絡者氏名】           | 弁護士 渡 邊 大 貴                                                                                                                     |
| 【連絡場所】              | 東京都港区六本木一丁目9番10号<br>アークヒルズ仙石山森タワー28階<br>ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）                                                               |
| 【電話番号】              | (03) 6271-9900                                                                                                                  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | シスコ・システムズ・インク<br>記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)の取得に係る<br>新株予約権証券<br>当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であ<br>る。                                 |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 0.00米ドル(0円)(注1)<br>(見込額)6,624,083米ドル(1,022,890,897円)(注2)(注3)                                                                    |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項なし                                                                                                                          |
| 【縦覧に供する場所】          | なし                                                                                                                              |

- (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。
- (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額と本新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
- (注3) かかる見込額の詳細については第一部証券情報を参照のこと。
- (注1) 本書において、文脈上別異に解すべき場合又は別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「シスコ・システムズ・インク」とは、文脈に応じてシスコ・システムズ・インク又はシスコ・システムズ・インク及びその子会社を意味する。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル＝ 154.42円の換算率(2024年4月16日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

|         |                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行数     | 162,634個(見込数)(注1)                                                                                                                                          |
| 発行価額の総額 | 無償                                                                                                                                                         |
| 発行価格    | 無償                                                                                                                                                         |
| 申込手数料   | 該当事項なし。                                                                                                                                                    |
| 申込単位    | 1個                                                                                                                                                         |
| 申込期間    | 自2024年5月24日至2024年6月16日（注2）                                                                                                                                 |
| 申込証拠金   | 該当事項なし。                                                                                                                                                    |
| 申込取扱場所  | 申し込みは当社の社内ウェブサイトで電磁的に行われる。書面での申込の場合は、以下に送付する。<br>シスコ・システムズ・インク グローバル・ストック・プラン・サービシーズ<br>アメリカ合衆国、95134-1706、カリフォルニア州<br>サンノゼ市ウエスト・タスマン・ドライブ170 番地 SJC11/1/1 |
| 割当日     | 2024年7月1日                                                                                                                                                  |
| 払込期日    | 該当事項なし。                                                                                                                                                    |
| 払込取扱場所  | 該当事項なし。                                                                                                                                                    |

(注1) 本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2) 申込期間中、適格従業員（以下に定義）は本プラン（以下に定義）への参加、又は本プランへの参加の継続を選択することができる。適格従業員が次の実施期間への参加を希望する場合（但し、適格従業員は参加を要求されない）、適格従業員は当社が申込のために定める指示に従わなければならない。次の実施期間は2024年7月1日に開始する。

#### (摘 要)

#### 1. プランの採択及び対象者

本募集は、1990年1月3日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）会議で採択され、2018年10月3日開催の取締役会会議における決議において修正・更新が承認され、2018年12月12日開催の当社年次株主総会において当社株主により承認されたシスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。本プラン文書は、当社設立州のカリフォルニア州からデラウェア州への変更を反映するために、2021年1月25日付けで修正された。

本募集においては、日本における以下の会社の適格従業員（以下に定義）1,303名が本プランに参加する資格を有する。

シスコ・システムズ合同会社（当社の100%間接所有子会社）

#### 2. プランの目的

本プランの目的は、当社及び当社の指定関連会社（本プランにおいて定義）の本プランに参加する適格性を有する従業員（以下「適格従業員」という。）に対し、従業員株式購入プランとしての適格基準を満たすべく設計された本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供することにある。

#### 3. プランの実施

適格従業員は、本プランに加入し、各購入期間における自動的な給与天引きを通じて自己の適格所得（本プランにて定義）の1-10%を拠出することにより、本プランへの「参加者」となることができる。本プランは毎年1月及び7月の最初の取引日に開始する連続した24ヶ月の実施期間中に、6ヶ月からなる購入期間4期を設け、実施される。参加者は、適用購入期間における自己の報酬の給与天引により株式購入資金を拠出し、(i)各24ヶ月の実施期間の最初の取引日における米国ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット（以下「NASDAQ」という。）における当社普通株式の公正市

場価格又は（ii）新株予約権証券の行使日（すなわち、購入期間の最後の営業日）における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額を当該購入期間における購入価格として、当社普通株式（各々につき、「株式」）を購入することができる。但し、新たに始まる実施期間の最初の営業日における公正市場価格が、現在進行中の2年間の実施期間の最初の営業日における公正市場価格よりも低い場合、より低い公正市場価格による恩恵を享受することができる様、現在進行中の実施期間の適用対象者である適格従業員全てについても、新たに始まる2年間の実施期間が自動的に適用される。本募集にかかわる購入期間（自2024年7月1日至2024年12月31日）<sup>（注）</sup>における適格従業員による最大拠出額（本募集の対象となる日本における全適格従業員が本プランに参加し、かつ全参加者が給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額）は、6,624,108米ドル（1,022,894,714円）となるものと見込まれる。上記「発行数」は、かかる最大拠出額を2024年4月16日の当社普通株式のNASDAQにおける終値47.92ドル（7,400円）の85%の値（40.73ドル（6,290円））で除することにより算出したものである。なお、本プランへの参加の表明及び給与天引率の決定に関しては、各参加者は、委員会が規定する様式及び方法により行うものとする。

#### 4. プランの運営及び管理

本プランは、取締役会又は取締役会によって指名された2人以上の取締役によって構成された委員会によって管理運営される。

## (2)【新株予約権の内容等】

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質</p> | <p>本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大10%を株式購入資金として拠出し、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間（6ヶ月からなる購入期間4期により構成される）の最初の営業日における公正市場価格又は6ヶ月の購入期間の最後の営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額により、株式を購入することができる権利である。（但し、本プランに定める通り、参加者は給与天引率を自己の適格所得の1%から10%の間で選択することができる。）最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはならない。</p> <p>したがって、株式の時価が下落した場合には、本新株予約権に適用される購入価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。</p> <p>本プランにおいては、各購入期間における参加者の拠出額を、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間の最初の営業日における公正市場価格又は6ヶ月の購入期間の最後の営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額で除すことにより、割当株式数が決定される。但し、上述の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額の総額は株価によって変動することはない。</p> <p>本新株予約権は、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して当社の財産持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各参加者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。また、本プランにより参加者に発行可能な総株式数は合計721,400,000株であり、購入日（購入期間の最後の米国の営業日）に参加者によって購入可能な最大株式数は22,500株である。</p> <p>各参加者の購入権の対象となる株式は、購入期間の最後の米国の営業日に、参加者のために自動的に購入される。当社の決定による、当社による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。但し、以下の場合、当社の新株予約権は消滅し、これにより新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が購入期間中、本プランから脱退した場合</li> <li>・購入期間が付与されている間に、参加者が当社又は指定関連会社の適格従業員でなくなった場合</li> </ul> <p>また、株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>        | <p>シスコ・システムズ・インク<br/>記名式顔面普通株式(額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p>         | <p>新株予約権1個につき1株<br/>全体162,634株(見込数)(注2)(注3)(注4)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p>          | <p>新株予約権1個につき、<br/>40.73米ドル（6,290円）（見込額）(注5)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                                     |                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 6,624,083米ドル（1,022,890,897円）（見込額）(注6)                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格：40.73米ドル（6,290円）<br>資本金組入額：0.001米ドル(0.2円)<br>（発行価格については見込額）(注5)                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使期間                          | 2024年12月31日(注7)                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | チャールズ・シュワブ・アンド・カンパニー・インク<br>ストック・プラン・サービスーズ<br>アメリカ合衆国80124 コロラド州 ローン・ツリー市<br>シュワブウェイ 9800<br><br>モルガン・スタンレー・ウェルス・マネジメント<br>グローバル・ストック・プラン・サービスーズ<br>アメリカ合衆国10004 ニューヨーク州 ニューヨーク市<br>ワン・ニューヨーク・プラザ－38 <sup>th</sup> フロア |
| 新株予約権の行使の条件                         | ①購入期間中、本プランから脱退しないこと。<br>②本プラン第7条(b)の株式購入限度を超えないこと。<br>③その他本プランに記載される条件に従うこと。                                                                                                                                           |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 該当なし。購入期間が付与されている間に、参加者が適格従業員でなくなり、発行済の新株予約権が残存する場合、又は参加者が本プランへの参加から脱退した場合には、新株予約権は直ちに消滅し、かかる旧参加者のために株式が購入されることはない。その他本プランに記載される条件を参照のこと。（注8）                                                                           |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 参加者の死亡後、当該参加者の権利を遺言又は相続及び遺産分割に関する法律に従い移転する場合を除き、本新株予約権を譲渡することはできない。                                                                                                                                                     |
| 代用払込みに関する事項                         | 該当なし                                                                                                                                                                                                                    |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項            | 該当なし（組織再編成行為が行われ、当社が存続会社とならない場合には、新株予約権は自動行使される。その他本プランに記載される条件を参照のこと。）                                                                                                                                                 |

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、当社の新規発行普通株式を使用する予定である。

(注2) 株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合若しくは交換、会社の分離又は分割、企業再編、清算、又はその他類似の事由が生じた場合、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、プラン運営者がその裁量により適当とみなす方法をもって調整される可能性がある。

(注3) 各参加者の新株予約権は、その行使日において、購入期間中に給与天引きを通じて株式購入のために拠出した資金によって、NASDAQにおける株式の、各2年間の実施期間の最初の営業日における公正市場価格又は当該6ヶ月間の購入期間の最後の営業日における公正市場価格のいずれか低い方の85%に相当する金額（1株当たり）である購入期間における適用価格を購入価額として、各参加者の名義においてシスコ・システムズ・インク株式を購入するために、当社により自動的に行使される。したがって、各参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。

そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大拠出見込額（本募集の対象となる日本の適格従業員全員が本プランに参加し、かつ参加者全員が自己の給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額）6,624,108米ドル（1,022,894,714円）を、2024年4月16日のNASDAQにおけるシスコ・システムズ・インク株式の公正市場価格47.92米ドル（7,400円）の85%の価格（40.73米ドル（6,290円））で除すことにより、本新株予約権の目的となるシスコ・システムズ・インク株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(注4) 本プラン第6条(b)に従い、本新株予約権の対象となる株式数が調整を受ける場合がある。

(注5) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である（注3参照）。そこで、便宜上、2024年4月16日におけるNASDAQにおけるシスコ・システムズ・インク株式の公正市場価格（47.92米ドル（7,400円））の85%の価格（40.73米ドル（6,290円））とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

- (注6) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、見積購入株式数を見積購入価額で乗じた金額を見積額として記載した。
- (注7) 当該行使日において、参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。
- (注8) 雇用終了後の拋出金の取扱いに関する詳細については、本プラン第7条(f)を参照のこと。

(摘 要)

①新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当： 参加者は、本プラン第7条(g)により、参加者のために株式が実際に購入される時点までの間、本プランに基づき参加者に付与された、本新株予約権の対象となる株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。購入日前の利益配当、分配又はその他権利について、調整が行われることはない（本プラン第7条(i)）。

②株券の交付方法： 新株予約権の行使により取得した株式は、参加者に発行され、当社の米国における指定証券仲買業者の管理する証券口座に預け入れられる。通常、新株予約権の行使時に、参加者に対して、株券は発行・交付されない。

(注記)

①取締役会又は取締役会の報酬委員会は、随時、本プランを改訂、修正、中断、中止させることができる。

②行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。他方、本プランに基づいて発行可能な最大株式数は、下記「第4 その他、2 その他の記載事項 — シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン — 6. 本プランの対象株式」に記載のとおり、上限が設定されているため、本プランが当社の既存株主に及ぼす希薄化の影響は限定的である。さらに、本プランに基づく発行可能な最大株式数を含め、本プランは当社の株主総会において承認されている。

③当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は、本プラン及び本プラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

④提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

⑤提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

⑥その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額                              | 発行諸費用の概算額    | 差引手取概算額                          |
|--------------------------------------|--------------|----------------------------------|
| 6,624,083米ドル(注1)<br>(1,022,890,897円) | 0米ドル<br>(0円) | 6,624,083米ドル<br>(1,022,890,897円) |

(注1) 本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、かつ参加者全員が自己の給与の10%を拠出したと仮定した場合の金額である。

## （２）【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額6,624,083米ドル（1,022,890,897円）は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

## 第２【売出要項】

該当事項なし。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

#### （１）有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

詳細については、上記「第１ 募集要項－１ 新規発行新株予約権証券－（２）新株予約権の内容等－当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質」を参照のこと。

#### （２）新株予約権の内容等

##### （イ）発行数

12,080,699個（見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本届出書の提出日時点においては、本募集にかかわる6ヶ月の購入期間（自2024年7月1日至2024年12月31日）における拠出額並びに購入価格は確定しない。そこで、適格従業員全員が本プランに加入し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定し、かかる購入期間における最大拠出見込額を492,046,872米ドル（75,981,878,042円）とする。上記「発行数」は、かかる最大拠出見込額を2024年4月16日の当社普通株式のNASDAQにおける終値47.92米ドル（7,400円）の85%の値（40.73米ドル（6,290円））で除することにより算出したものである。

##### （ロ）発行価格

0米ドル（0円）

##### （ハ）発行価額の総額

0米ドル（0円）

#### （ニ）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### １ 株式の種類

シスコ・システムズ・インク記名式額面普通株式（額面金額0.001米ドル）

（注）本新株予約権の目的となる普通株式は、新規発行株式を使用する予定である。



（注）合併、統合、組織再編、又は株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

## 2 株式の内容

1. 配当請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先配当を受ける権利には劣後するが、普通株式保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に利用できる会社資産から、取締役会が随時宣言する配当を受取る権利を有するものとする。

2. 残余財産分配請求権： 当該時点において発行済の、優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先的に残余財産の分配を受ける権利には劣後するが、会社清算、解散若しくは整理の時点で、残余財産は普通株式保有者に分配されるものとする。

3. 償還： 普通株式は償還不能である。

4. 議決権： 各普通株式の保有者は、議決権を一つ持つものとし、本会社の付属定款に従って株主総会招集通知を受ける権利を持つものとし、かつ法律が定める事案について法律が定める方法で票を投ずることができるものとする。

## 3 株式の数

本新株予約権の行使によって発行される株式の数は、各購入期間中、給与天引によって参加者から集められた金額を、当該購入期間における購入価格で除することによって獲得される株式の総数となる。

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：12,080,699株(見込数)

（注）合併、統合、組織再編、又は株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

（注）購入日において、参加者は、参加者の承認した給与天引によって当該購入期間中に積み立てられた拠出金を用い、(i)24ヶ月の実施期間の最初の営業日における当社普通株式の公正市場価格の85%、又は、(ii)本新株予約権が行使される日（当該購入期間の米国における最終営業日）における当社普通株式の公正市場価格の85%（いずれもNASDAQにおいて報告される価格）、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格で、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書の提出日時点においては、本新株予約権の目的となる株式数は確定しない。そこで、便宜上、当該購入期間における最大拠出見込額（本募集の対象となる適格従業員全員が本プランに参加し、且つ上限に当たる適格所得の10%を拠出したと仮定した場合の金額）492,046,872米ドル（75,981,878,042円）を、2024年4月16日のNASDAQにおける当社普通株式の終値47.92米ドル（7,400円）の85%の値（40.73米ドル(6,290円)）で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした（上記(イ)の注を参照）。

### （ホ）新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり40.73米ドル(6,290円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

492,046,870米ドル（75,981,877,665円）

（注）合併、統合、組織再編、又は株式配当、株式分割、資本再編、株式の併合、若しくはその他類似の事由により、本プランに基づき購入可能な普通株式に何らかの変更がなされた場合、本プランに別段の記載のない限

り、プラン運営者が本新株予約権の対象となる株式の種類及びその数、また普通株式1株当たりの価格について適切な調整を加える可能性がある。

（注）上述の通り、購入価格は未定のため、便宜上、2024年4月16日のNASDAQにおける当社普通株式の終値（47.92米ドル（7,400円））の85%の価格（40.73米ドル（6,290円））を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。実際の購入価格は、(i)実施期間の最初の営業日における当社普通株式の公正市場価格の85%、又は、(ii)本新株予約権が行使される日（当該購入期間の米国における最終営業日）における当社普通株式の公正市場価格の85%（いずれもNASDAQにおいて報告される価格）、のいずれか低い方に少なくとも相当する価格となる。本募集の場合、当該購入期間の米国における最終営業日は2024年12月31日となる（上述（二）の3の注を参照）。

（注）上述の通り、拠出額は未定のため、便宜上、（本募集にかかる）購入期間中における参加者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した（上述（二）の3の注を参照）。

（ヘ）新株予約権の行使期間

2024年12月31日

（注）当該行使日において、参加者の本新株予約権は全て自動的に行使される。ただし、当該行使日が米国における営業日でない場合には、当該日の直前の営業日に行使されるものとする。

（ト）新株予約権の行使の条件

上記「第1 募集要項－1 新規発行新株予約権証券－（2）新株予約権の内容等－新株予約権の行使の条件」及び「第4 その他－2 その他の記載事項」に記載の本プランを参照のこと。

（チ）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.001米ドル(0.1円)

（リ）新株予約権の譲渡に関する事項

「第1 募集要項－1 新規発行新株予約権証券－（2）新株予約権の内容等－新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社の関連会社（日本を除く）に所属する、本プランにおける適格従業員約84,997名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、韓国、クエート、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金： 492,046,870米ドル（75,981,877,665円）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（492,046,870米ドル（75,981,877,665円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額（492,046,870米ドル（75,981,877,665円））は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2024年7月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び当社関連会社の適格従業員に対し、本プランへの参加を通して、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。他方、本プランに基づいて発行可能な最大株式数は、下記「第4 その他、2 その他の記載事項 — シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン — 6. 本プランの対象株式」に記載のとおり、上限が設定されているため、本プランが当社の既存株主に及ぼす希薄化の影響は限定的である。さらに、本プランに基づく発行可能な最大株式数を含め、本プランは当社の株主総会において承認されている。

(ロ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プランに定められるものとし、プラン運営者が用意した所定の登録申込書を作成することとする。

(ハ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(ニ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(ホ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第4【その他】

#### 1【法律意見】

当社の法務担当副社長兼副ジェネラル・カウンセルであるミーガン・コバックス氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 当社は、デラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。

(2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行い、かつ、かかる新株予約権の対象となる株式の発行及び売出しを適法に行うことができる。

- (3) 当社による、又は当社の為の本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (4) 当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）を作成し、日本国関東財務局長に提出することその他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、松添聖史及び渡邊大貴の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名されている。

## 2【その他の記載事項】

「シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文を以下に掲げる。

シスコ・システムズ・インク  
エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン  
(2021年1月25日付け発効の修正更新)

### 1. 本プランの目的

シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プランの目的は、当社の適格従業員及び当社の関連会社の適格従業員に、内国歳入法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」としての適格性を有することを意図して設計されたプランに基づく募集（以下、それぞれ「第423条募集」という。）への参加を通じて、当社の所有者としての利益を享受する機会を提供することにある（但し、当社はかかる適格性の維持について、何らの保証又は表明も行っていない）。また、本プランは、米国外の特定地域における当社の指定関連会社の適格従業員を対象に、プラン運営者によってこの目的のために採択された規則、手続き、契約、付属書類又はサブプランに基づき、内国歳入法第423条の定める適格性を有さない株式購入権の付与についても承認する（以下、それぞれ「非第423条募集」という。）。

### 2. 定義

本プランの運営のため、以下の用語について下記のとおり定義する。

「関連会社等」とは、関連会社又は指定関連会社のいずれかをいう。

「適用法」とは、州の会社法、米国連邦及び州の証券法、内国歳入法、株式が上場若しくは値付けされる証券取引所若しくは市場気配制度の規則、並びに本プランに基づき株式購入権が付与された若しくは付与される予定の米国以外の法域の適用法に基づく、株式報奨の運営に関する要件をいう。

「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。

「内国歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）並びに同法に基づき公布された規則及び解釈をいう。

「当社」とは、デラウェア州法人、シスコ・システムズ・インク、及び本プランを適切な手続によって採用する全てのあるいは重要な全てのシスコ・システムズ・インクの資産又は議決権の承継者をいう。

「関連会社」とは、(内国歳入法第424条に規定されているとおり、)当社のすべての親会社又は子会社をいい、本プランの効力発生後の当社のすべての親会社又は子会社を含む。

「指定関連会社」とは、オプションの付与時において、当社を頂点とする切れ目のない鎖の中の最後の企業を除く各企業が、鎖の中のいずれか他の企業の所有持分について合計50%以上を所有若しくは支配する場合における親会社又は子会社、並びにその他当社以外の企業を指し、本プランに基づく非第423条募集への加入に際して、プラン運営者の単独の裁量により指定される。

「効力発生日」とは、当社の株主が本修正及び更新を承認した日を指す。

「適格所得」は、プラン運営者若しくはその指定する者の裁量により、実施期間について、統一的かつ非差別的に決定される。ただし、かかる金額は、内国歳入法第423条における適格募集に適用される内国歳入法第423条の要件に基づき、従業員に対し加入会社により直接支払われるものとする。さらに、プラン運営者若しくはその指定する者は、適格所得が米国外の従業員についてどのように解釈されるべきかを決定する権限を有する。

「従業員」とは、内国歳入法第3401条の意味するところにおいて、当社又はその他加入会社により、雇用されている人物をいう。

「本募集」とは、第4条に詳細を述べる募集期間中に本プランに基づく株式を購入する権利の第423条募集又は非第423条募集をいう。プラン運営者により別途定める場合を除き、当社又は指定された関連会社の適格従業員が加入できる本プランに基づく各本募集は、仮に各募集の適用ある募集期間の日が同じであっても内国歳入法第423条の目的で、「別個の募集」とみなされ、本プランの条項は各本募集に独立して適用される。第423条募集に関して、別個の募集の条件は同一である必要はないが、特定の本募集において株式購入権を付与された全ての従業員は、内国歳入法第423条により別途認められる場合を除き、同じ権利と特権を持つ。非第423条募集はかかる要件を満たす必要がない。

「加入者（本届出書中、「参加者」ともいう。）」とは、本プランに加入している加入会社の従業員である。

「加入会社」とは、当社及びプラン運営者から、随時、加入会社として指定される関連会社等をいう。

「本プラン」とは、随時修正される、シスコ・システムズ・インク・エンプロイー・ストック・パーチェス・プランをいう。

「株式」とは、当社の普通株式をいう。

### 3. 本プランの運営

本プランは、取締役会又は取締役会によって随時指名される2人以上の取締役によって構成された委員会（「プラン運営者」）によって運営される。本プランの運営者(取締役会又は委員会)は、本プランを運営する完全な権限を有し、その権限には、(a)本プランの条項を解釈する権限、(b)本プランに関する規則及び規制（内国歳入法第423条の要求に準拠するために必要と考えられる規則を含む。）を制定する権限、(c)関連会社等が本プランの第423条募集若しくは非第423条募集に参加するか否かを含め、その適格性を決定する権限、(d)本プランに基づく株式購入権の諸条件を決定する権限、(e)未行使の株式購入権を改定する権限（ただし改定された権利が本プランの条件に一致するものとする。）及び

(f) 下記第10条に定めるとおり、外国籍である又は米国外で雇用される適格従業員の本プランへの加入許可に当たり必要又は適切とみなされる規則、手続き、契約、付属文書又はサブプランを制定する権限を含むが、これに限定されるものではない。

本プランの運営者（又はその指定する者）の決定は終局的なものとし、本プランに利害を有する一切の者を拘束するものとする。

### 4. 実施期間及び購入期間

(a) 株式は、(i)本プランに基づき発行することができる最大限の株式が購入される時まで、又は(ii)本プランが第9条に従って早期に、若しくは第12条(a)に従って終了する時まで、一連の連続した及び/又は重なる実施期間を通じて、本プランに基づき従業員が購入するために提供される。

(b) (i)本プランが当社の株主に承認され、(ii)当社が、1933年証券法(その後の改正を含む。)の全ての適用ある基準、当社株式が上場されている証券取引所の全ての適用ある上場基準、その他法律又は規則によって制定された全ての適用ある基準に準拠する時まで、本プランに基づいて付与されたいかなる株式購入権も行使されず、また、いかなる株式も本プランに基づいて発行されない。

(c) プラン運営者により別途定める場合を除き、本プランは、一連の重なる実施期間で実施され、各実施期間は(1実施期間は24ヶ月を超えてはならない。)、プラン運営者によって、実施期間の開始日の前に決定される。実施期間は、プラン運営者の決定に従って、いつでも開始されるが、本プラン期間中に、四半期あるいは半期の間隔が入ることもある。また、実施期間は、1以上の購入期間で構成され、購入期間中に本プランに基づき加入者から給与天引が行われ、積み立てられる。プラン運営者は、各実施期間の開始日及び実施期間並びに適用ある1以上の購入期間を、かかる実施期間の開始の前に告知する。

(d) 加入者は、加入していた実施期間毎に、独立した株式購入権を付与される。株式購入権は、実施期間の開始日に付与され、当該実施期間中の適用ある購入期間の最後の米国の営業日、又はそれよりも早い日に自動的に行使される。

(e) 従業員は、一度に1実施期間のみに加入できる。従って、従業員が現在の実施期間終了日の前に、新しい実施期間への加入を希望する場合、当該従業員は、現在の実施期間から脱退しなければならない。また、従業員は、本プランの運営者が、その裁量で要求する時期及び条件に従って、新しい実施期間の開始日の前に、新しい実施期間に登録しなければならない。本プランの運営者は、裁量で、ある実施期間から脱退した従業員に対して、本プランに基づき新しい実施期間に再登録する前に、1実施期間又は1購入期間待機するように要求することができる。

### 5. 適格性及び加入

(a) 本プランの実施期間の開始日に加入会社の従業員である者は、本プランの当該実施期間への加入適格性を有するものとする。プラン運営者は、適用法により禁止されない限り、その裁量により、本プランへの加入適格性を有する従業員を、1週間に20時間以上勤務する、若しくは1年間の内5ヶ月以上の間、定期的に勤務する従業員に限定することができる。上記にかかわらず、非第423条募集の場合、プラン運営者がその裁量により、従業員の加入が何らかの理由により望ましくない若しくは実行可能でないと決定した場合、かかる従業員（又は従業員グループ）を、本プラン又はそれに基づく本募集への加入から除外することができる。

(b) 特定の実施期間に本プランに加入するためには、従業員は、プラン運営者が用意した所定の登録申込書(購入契約書、給与天引承認書を含む。)を作成し、プラン運営者が、その裁量により指定した日までに、その登録申込書をプラン運営者又は指定された者に提出しなければならない。

(c) 適格所得のみが本プランに基づく加入及び株式の取得に使用することができる。

(d) 本プランに基づく株式購入のために、加入者によって承認される給与天引は、適用ある購入期間に加入者に支払われる適格所得の1%の倍数であるが、(i) 1購入期間につき加入者の適格所得の10%及び(ii) 1購入期間につき当該適格所得から天引きされるその他全ての金額を控除後の適格所得の100%のうち、いずれか低い額を上限とする。承認された給与の天引率は、購入権が付与されている期間全体を通して、維持され有効であるが、加入者が、購入権が付与されている実施期間の終了の前に、適切な申請書を提出して、給与の天引率を下げた場合には(1%未満は不可)、この限りではない。申請書の提出後実施可能な限り早く、低減された給与の天引率が適用されることになる。ただし、給与の天引は、下記の第7条(e)又は(f)に従って加入者の購入権が消滅すると、自動的に中止される。プラン運営者は、その裁量により、加入者が1実施期間又は1購入期間に行う給与天引率を変更する回数を制限する規則を採択することができる。

## 6. 本プランの対象株式

(a) 本プランに基づき加入者によって購入可能な株式には、授權済未発行の新株が充当される。本プランに基づき加入者に発行可能な総株式数は、合計で721,400,000株(下記(b)による調整を受ける。)を超えることはない。この株式準備は、2018年10月3日開催の取締役会によって承認され、2018年度年次株主総会の承認を条件とする100,000,000株の株式の増加を含む。疑義を避けるために、本(a)により留保される最大株式数まで、第423条募集に基づく株式の購入を満たすために利用することができ、かかる最大株式数の残りが、非第423条募集に基づく株式の購入を満たすために利用することができる。

(b) (I)合併・統合、組織再編、(II)株式配当、株式分割、資本再構成、株式の併合その他発行済株式に影響を与える変更のために、本プランに基づき購入可能な株式に対して変更がなされた場合、そのような変更が、第7条(1)の取引に関連して発生した場合でない限り、本プランの運営者によって、(i)本プランの条項に基づき発行可能な総株式の種類及び最大数、(ii)1加入者によって購入日に購入可能な株式の種類及び最大数、及び(iii)本プランに基づき付与された各購入権の対象となる株式の種類及び最大数並びに1株当たりの価格、に適当な調整が加えられる。

## 7. 株式購入権

特定の実施期間について、本プランに加入する従業員は、下記に規定される条項、条件の適格所得による株式購入権を取得し、そのような条項、条件及びプラン運営者が望ましいと考えるその他の規則(本プランと矛盾しないものに限る。)を具体化する株式購入契約を締結する。

### (a) 購入価格

1株あたりの米ドルの購入価格は、(i)購入権が付与される日における株式1株当たりの公正市場価格の85%又は(ii)購入権が行使される日における株式1株当たりの公正市場価格の85%のいずれか低い方に相当する金額とする。公正市場価格を決定するにあたり(また本プランに基づくその他全ての評価目的において)、所定日の株式の1株当たりの公正市場価格は、主要取引所で取引時に公式に価格が決定した当該所定日の最終売値、又は、そのような取引がない場合には、米国ナスダック市場によって報告される当該所定日の最終売値(気配値)とする。当該所定日に全く株式の売買取引がない場合には、気配値が存在する直前日の株式の最終売値が、公正市場価格を決定する。

### (b) 購入可能株式数

株式購入権の行使により加入者が購入可能な株式数は、購入権が付与されていた各購入期間の給与の天引を通じて加入者から徴収した金額を、各購入期間に適用される購入価格で除することで算定される株式数である。加入者の個人勘定に残っている金額については自動的に加入者に払い戻される。ただし、購入日に加入者によって購入可能な最大株式数は22,500株である(第6条(b)による調整を受ける。)。そして、その制限のために、加入者のために株式の購入に充当されなかった金額は加入者に払い戻される。

従業員が、権利付与後直ちに、当社の総議決権又は全ての種類の株式価値の5%以上の株式、又は株式を購入できるオプション権その他の権利を、取得(内国歳入法424条(d)参照)・保有した場合、本プランに基づいて購入権が従業員に付与されることはない。

さらに、第8条の留保制限規定が、全ての購入権に適用される。

(c) 支払

プラン運営者により別途定める場合を除き、本プランに基づく株式購入に対する支払は、加入者によって承認された適格所得の給与天引によってなされる。給与の天引は、下記の第7条(e)又は(f)により購入期間が早期終了しない限り、その購入期間の開始日と同じかその直後の最初の給与支払日に始まり、購入期間の最終日と同じかその直前の最終の給与支払日に終了する。天引きされた金額は、加入者のために当社の口座で保管されるが、その残高に対する利息は支払われない。従業員から天引きされた金額は、当社の通常の資産と区別されることなく管理され、当社の通常の事業目的のために利用されることもある。

(d) 米ドルへの換算

適格所得が米ドル以外の通貨で支払われる加入者により本プランに基づき購入日に購入できる株式数を決定するため、各購入期間にかかる加入者の個人勘定に計上された給与天引額は、その購入期間の株式購入日に、その日の実勢為替レートにより、米ドルに換算される。プラン運営者は、合理的な方法により(関係会社間の財務取引の換算のために、当社によって実際に利用されているその月の社内為替レートを利用することも含むが、それに制限されない。)、各購入日に適用される換算率を決定する絶対的裁量権を有している。加入者のために積立てられた給与天引額を各購入日に米ドルに換算するための、為替レートの全ての変更及び変動は、加入者のみによって負担されることになる。

(e) 実施期間からの脱退

- (i) 加入者は、プラン運営者がその裁量により要求する期限までに、所定の通知書をプラン運営者に提出することによって、実施期間から脱退することができる。それ以降、その実施期間について、当該加入者からの給与天引はされなくなり、加入者は、適用ある購入期間について脱退日までに天引きされた給与について、(A)当初天引きされた通貨で払戻しを受けるか、(B)給与の天引額をそのまま維持し、購入期間最終日の株式購入に充当するかを選択することができる。そのような選択がなされない場合には、給与天引きされた金額は、自動的に購入期間の最終日に、当初天引きされた通貨で払い戻されることになる。
- (ii) 特定の実施期間からの加入者の脱退は、取消不能であり、当該加入者が、その後の実施期間に再加入を望む場合には、当該加入者は(新しい購入契約と給与天引承認書を、適時に提出することによる)本プランへの再申込み手続を行うことになる。

(f) 雇用の終了／休職

下記の第7条(m)の場合を除き、加入者が、購入権が付与されている間に、従業員でなくなった場合には、その購入権は、直ちに消滅し、消滅した購入権に係る購入期間の間にそれまでに積立てられていた金額全額が、即座に当該加入者に払い戻される。しかしながら、加入者が、従業員でいる間に、死亡、永続的な身体障害となった場合、又は休職により勤務の継続を中断した場合には、加入者(又は、遺言又は相続及び遺産分割に関する法律によって、死亡した加入者の本プランに基づく権利の移転を受けた人物)は、(i)加入者が従業員でなくなった時点あるいは休職の開始の時点での加入者の個人勘定の全ての積立金を引き出して受け取るか、(ii)その積立金をそのまま維持し、購入期間最終日の株式購入に充当するかについて、死亡、永続的な身体障害が生じた、又は休職が開始した購入期間の最終日までに行使することができる選択権を有する。そのような選択がなされない場合には、その積立金は、株式購入に充当するために、自動的に購入期間の最終日まで維持される。ただし、雇用の終了後に支払われた額又は休職期間の開始以降に支払われた額(ただし、支払われた額が休職開始前に稼得された場合を除く。)については、加入者の給与口座からさらに給与の天引きがなされることはない。当該加入者が、(x)休職の開始以降3ヶ月以内に、又は、(y)法律・契約により付与された加入者の当社に対する再雇用を要求できる権利の期間満了前に、勤務に復帰した場合、本プランに基づく給与の天引は、当該加入者の復帰時点で、休職が開始した時の天引率で、自動的に再開される。そして、新しい購入期間が休職期間に開始していた場合には、加入者は、休職が開始した時の給与天引率で、その新しい購入期間に自動的に登録される。ただし、加入者が実際の勤務に復帰するまで、その購入期間の給与の天引は開始されない。他方、休職から(x)又は(y)の期間を超過して職場に復帰した従業員については、その後の購入期間に関して、本プランでは新しい従業員と



して取り扱われる。従って、その後の加入を希望する実施期間の開始までに(所定の申込書を、適時に提出することによる)本プランへの再登録手続が必要になる。

本プランにおいては、加入者は、a)加入者が当社又は加入会社との間の雇用を継続している限り、従業員とみなされ、加入者は、b)加入者が、死亡又は最低12ヶ月の症状の継続が予想される医学上重大な肉体的、精神的損傷により、実質的な勤務に従事することができない場合には、永続的な身体障害とみなされる。

(g) 株式購入

各加入者の購入権(購入権が、第7条(e)又は(f)によりすでに消滅してしまった加入者を除く。)の対象となる株式は、購入期間の最後の米国の営業日に、加入者のために自動的に購入される。株式購入は、各加入者の勘定に積立てられていた金額を、必要に応じて米国ドルに換算して、その購入期間の購入価格で、全て当社株式(第7条(b)の最大購入株式数の制限を受ける。)の取得に充当されることにより行われる。

(h) 購入権の割当

付与されている購入権によって、特定の購入日に購入されるべき総株式数が、本プランに基づいて発行可能な株式数を超過する場合、プラン運営者は、一定の不公平のない方法で、発行可能な株式を比例配分する。そして、加入者の勘定に積立てられた残額については、株式購入には充当されず、当初天引きされた通貨で加入者に対して払戻される。

(i) 株主権

加入者は、第7条(g)により加入者のために実際に株式が購入されるまでの間、本プランに基づいて加入者に付与された購入権によって取得されるであろう株式に関して、株主としてのいかなる権利も有しない。購入日前の利益配当、分配その他の権利についても、いかなる調整もなされない。

(j) ESPPブローカー勘定

加入者のために購入された株式は、当社が加入者のために、当社が指名したブローカー会社に設定した株式委託勘定に、直接委託される。委託勘定は、ESPPブローカー勘定といわれる。プラン運営者は、その決定により適切な本プランについての方針と手続を採用する。第423条募集の加入者については、その方針と手続には、米国連邦税法に基づくこれらの株式の非適格要件を回避するための必要期間経過前の加入者のESPPブローカー勘定からの株式の移転に関するものを包含する。当社は、加入者に対して、株式を売却するまで、加入者のESPPブローカー勘定で加入者のために購入されたかかる株式を保持することを要求できる。

(k) 譲渡可能性

本プランに基づく購入権は、遺言又は相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡又は移転させることができない。そして、加入者の生存期間中は、加入者のみがその購入権を行使することができる。

(l) 当社の合併・解散

当社又は当社の株主が、(当社が存続会社となるかどうかとは無関係な、主に当社が設立される州の変更をもたらす組織再編、完全子会社との合併・統合、当社の株主又はその株式保有に重要な変更を及ぼさないその他の取引以外の)当社が存続会社とはならない売却、合併、組織再編により、全ての若しくはほとんど全ての当社の資産又は発行済株式を処分する契約を締結した場合、又は、当社が解散する場合には、本プランに基づき付与されていた全ての株式購入権は、そのような売却、合併、組織再編、解散が成立する直前に、直ちに上記の取引が生じた購入期間に加入者によってすでに積立てられていた合計額を、全て株式購入に充当することによって、自動的に行使される(ただし、第7条(b)の制限の適用を受ける。)

(m) 取得及び処分

プラン運営者は、その唯一確定的な決定により、内国歳入法423条に基づく原則に従って、合併による他社又はそのビジネスの取得、組織再編又は資産の購入に関連して当社の従業員になった個人のためだけに、特別の実施期間を設けることができ、また、特定の加入会社の全て、あるいは一部、又は当社の一部の処分に関連して、実施期間と購入権が付与されていたが当社の従業員でなくなった個人のためだけに、本プランの他の条項にかかわらず、プラン運営者がその状況において適当であると考える条件・条項の下に、特別の購入日を設定することができる。

(n) 税金、源泉徴収及びその他の必要な控除

加入者の購入権又はかかる購入権に基づき取得した株式が、税金又はその他強制控除の対象となる時点において、加入者は、加入者及び／又は適用ある加入会社に対して適用される納税義務、源泉徴収義務又はその他強制控除の全てについて、適切な引当金を引き当てることとする。適用ある加入会社は、加入者の給与又は加入者へのその他支払いから、かかる納税義務、源泉徴収義務又は強制控除を満たすのに必要な金額を源泉徴収する、若しくは株式の売却による利益から源泉徴収する、若しくは当社及び／又は適用ある加入会社が適切と考えるその他の方法により源泉徴収することができるが、必ずしもこれを義務付けられるものではない。当社及び／又は適用ある加入会社は、かかる納税義務、源泉徴収義務又は強制控除を満たす上で当社又は適用ある加入会社が必要と考えるその他行為を行う権利を有する。

#### (o) 株式発行の前提条件

本プランの他の条項にかかわらず、株式に適用される登録、適格性又はその他の法的要件について利用可能な免除規定が無い限り、本プランの運営者がその完全な裁量により必要若しくは望ましいとみなす登録、適格性又は承認について、当社は本プランに基づく株式購入権の行使により発行される株式を、適用法に基づく株式の登録又は適格性の完了前、又は現地、州、連邦若しくは海外政府機関の承認若しくはその他認可の取得前に、交付する必要はない。当社は株式を州又は外国の証券委員会に登録又は適格にする義務はなく、又は株式の発行若しくは売却について政府機関から承認若しくは認可を受ける義務はない。本第7条(o)に従い、プラン運営者がいかなる加入者にも株式を発行しないと決定する場合、かかる加入者の口座に計上された給与天引は利息を付さずに直ちに加入者に払い戻され、当社又は関連会社は責任を負わない。

#### (p) 転籍

本プラン運営者が別途定めない限り、当社又は加入会社により、又はそれらの間で、転籍された加入者又は雇用が終了し（勤務の中断なく）再雇用される加入者は、本プラン及びそのに基づく本募集の加入の目的で、雇用者であることを中断したとはみなされない。しかし、仮に加入者が第423条募集から非第423条募集に移行する場合、加入者の第423条募集に基づく購入権の行使は、かかる行使が内国歳入法第423条を遵守している場合に限り、適格である。加入者が非第423条募集から第423条募集に移行した場合、加入者の購入権の行使は、依然として非第423条募集に基づき非適格のままである。

### 8. 留保制限

(a) (I)本プランに基づいて付与されたその他の株式購入権に関して留保された株式取得権と、(II)当社又は当社の関連会社のその他のエンployee・ストック・パーチェス・プラン(内国歳入法423条参照)に基づいて留保された同種の権利を合計すると、株式購入権の付与が、加入者に、権利が付与されている各暦年ごとに、当社又は当社の関連会社の株式を25,000米ドル超購入することを可能にする場合には(株式の価額は、株式取得権が加入者に付与された時点での公正市場価額によって決定される。)、加入者が、本プランに基づいて付与された株式購入権によって株式を取得する権利を留保することは認められない。

(b) 前項の留保制限を適用するために、本プランに基づいて付与された株式購入権により株式を取得できる権利は、以下のように留保される。

- (i) 株式購入権により株式を取得できる権利は、株式購入権の付与されている各購入期間の最終営業日に、株式購入権が最初に行使可能となった時に、留保される。
- (ii) 各株式購入権による株式取得権は、加入者がすでに同一暦年にすでに、加入者によって留保されていた単一又は複数の株式購入権によって価額25,000米ドル超の株式取得権を留保していた場合(株式の価額は、株式取得権が加入者に付与された時点での公正市場価額によって決定される。)、株式購入権に基づく株式取得権を留保することができない。
- (iii) 第8条(a)の制限により、特定の購入期間について、単一又は複数の加入者の株式取得権を留保できない場合、その株式購入権に関連してその購入期間に給与天引された額は、当初天引きされた通貨で直ちに払い戻される。

(c) 本プランの第8条と本プラン及び本プランに基づいて発行された文書の条項とが相違する場合、本プランの第8条が効力を有する。

### 9. 本プランの終了及び修正

(a) 取締役会又は取締役会の報酬委員会は、随時、本プランを改定、修正、中断、中止させることができる。ただし、適用法の遵守が不可欠、若しくはそれが望ましい場合を除き、そのような決定が本プランに基づいてすでに付与された株式購入権又は下記第12条に基づく権利には悪影響を与えない場合、且つ、取締役会又は取締役会の報酬委員会によるかかる行為が、株主の承認を経ずに、本プランに基づいて発行可能な株式数の増加(第6条(b)、第7条(b)に基づく調整を除く。)、本プランにおいて特定される購入価格の引き下げを目的とした購入価格の決定方法の改定、若しくは本プランへの加入適格要件に対する重要な修正を促さない場合に限る。

(b) 株主の承認なしに、また、加入権が「悪影響」を受けたと認識されるか否かに拘らず、プラン運営者は、第9条(a)に基づき認められた内容に加え、且つ、当該内容に関する制限なしに、購入期間を取り消す又は変更すること、購入期間中の天引の頻度及び/又は金額の変更回数を制限すること、適切に作成された申込用紙について当社側による手続きの遅延又はミスの調整を目的に加入者によって指定された金額を超える給与天引を許可すること、各加入者について加入者の適格所得から天引された金額に適切に相応する株式の購入に適用される金額を確保するべく、合理的な待機及び調整期間、及び/又は会計及び計上手続きを設定すること、並びにプラン運営者がその裁量により本プランに合致するものとして推奨されると判断するその他制限又は手続きを設定すること、に関する権限が認められている。

## 10. 米国以外の募集

本プランと異なる条項にもかかわらず、プラン運営者は本プランの運営及び管理に関して、米国外の法域の現地法、慣習及び手続に調整するために、規則、手続き、契約、付属書類又はサブプラン（総称して、「サブプラン」という。）を採択することができ、サブプランの条項は、第11条及び第13条(a)を除き、本プランの他の条項に優先することができる。しかし、かかるサブプランの条項により別途優先されない限り、本プランの条項がかかるサブプランの運営を定める。内国歳入法第423条の要件に一致しない部分について、かかるサブプランは非第423条募集の一部とみなされ、これに基づき付与された株式購入権は、内国歳入法第423条を遵守するために本プランの条項による要求を受けることはない。上記の一般性を制限することなく、プラン運営者は、適用ある現地の法的要件、慣習及び手続を満すために本プランの条項を修正するために、特定の米国外法域のサブプランを採択することを授權されている。これは、(i)加入の適格性、(ii)適格所得の定義、(iii)実施期間及び購入期間の日付及び期間の長さ、(iv)適用あるサブプランに基づき1実施期間又は他の特定期間に加入者が行うことのできる給与天引の最低額又は最大額、(v)小切手、電信振替、電子資金決済、又は給与天引以外のその他拠出方法など、本プランへの拠出方法、(vi)給与天引又はその他本プランへの拠出を維持する銀行、住宅金融組合又は信託の口座設定、(vii)利息支払い、(viii)現地通貨の換算、(ix)給与税納付義務、(x)源泉徴収手続き、並びに(xi)株式発行の処理、についてであるが、それらに限定されない。

## 11. 内国歳入法第409A条

第423条募集に基づき付与された株式を購入する権利は、内国歳入法第409A条の適用から免除されることを予定している。非第423条募集に基づき付与される株式を購入する権利は、内国歳入法第409A条の適用から免除されるか、又はそれに準拠することを予定している。上記に加え、またそれとは異なる本プランのいかなる条項にもかかわらず、プラン運営者が、本プランに基づき付与される権利は内国歳入法第409A条の対象となる可能性がある、又は本プランの条項により本プランに基づく権利が内国歳入法第409A条の対象となると決定する場合、プラン運営者は、発行済みの権利若しくは本プランに基づき付与される可能性のある将来の権利を、内国歳入法第409A条から免除するため、又はかかる権利が第409A条に準拠することができるように、あるいは第409A条から生ずるマイナスの税効果を緩和するために、加入者の同意なしに、本プランの諸条件及び/又は本プランに基づき付与された未行使の購入権を修正し、またプラン運営者が各場合において必要若しくは適切であると決定する他の行為を行うことができるが、かかる行為を行う義務はない。上記にかかわらず、当社は本プランに基づく株式を購入する権利は内国歳入法第409A条から免除されている、若しくはこれに準拠しているとの表明を行わず、かつ内国歳入法第409A条から免除される若しくは準拠する予定である本プランに基づく株式購入権がそのように免除若しくは準拠していないこと、又はそれに関してプラン運営者により取られる行為について、加入者若しくは他の関係者に対する責任を負わない。

## 12. 紛争の解決

### (a) 仲裁への同意

2019年1月2日より、従業員又はその他の個人（総称して、「対象者」という。）は、(i)本プランへの加入又は加入を続けること、(ii)対象者が購入できうる株式又は本プランの条項に基づくその他の参加権に対する請求を主張すること（以下「株式の申立て」という。）、又は(iii)対象者が本プランに加入又は本プランに基づく株式若しくは参加の権利があり、給与天引きが求められる場合、対象者が本プランの条項に基づき購入若しくは請求できた株式又は参加権の

価値により、全部又は一部が測定される損害賠償請求を主張すること（以下「賠償の申立て」という。）により、対象者側の署名を必要とせず、仲裁への同意を表明するものとする。当社は、本プランに資金援助をすることにより、当社側の署名を必要とせず、仲裁への同意を表明するものとする。この仲裁への同意は本プランに基づく請求を統制し、本プラン外の当社とのその他の仲裁同意に優先する。

(b) 仲裁可能な申立て

当社及び対象者は相互に、過去、現在又は将来の全ての申立て又は争い（以下「請求等」という。）につき仲裁による解決に同意する。請求等には、以下が含まれるが、それらに限定されない：(i)本プラン若しくは関連書類から生ずる若しくはそれに関係する申立て、又はその執行若しくは解釈を求める申立て、(ii)上記のいずれかに関係する違反、不履行若しくは虚偽の陳述を主張する申立て、又は(iii)株式の申立て又は賠償の申立てを主張する申立て。請求等は、www.jamsadr.comのウェブサイトにより若しくは対象者からの請求により当社から入手できる、JAMS（司法仲裁調停サービス）の雇用仲裁規則（以下「JAMS規則」という。）に基づき解決される。ただし、JAMS規則の規定にかかわらず、管轄法域の裁判所（仲裁者ではない）は、この仲裁同意の条項の構成、有効性又は執行可能性についての争いを解決するものとする。全ての当事者は、請求等についての裁判又は陪審裁判の権利を放棄する。この仲裁同意は、対象者を連邦、州又は現地政府若しくは法の執行機関への告訴、告発若しくはその他通信の提出又はそれらに基づく回復から妨げるものではない。

(c) 仲裁の権利のある者

仲裁の同意は、対象者並びに当社、その関連会社、それらの会社の株主、所有者、取締役、従業員又は代理人、並びにそれらいずれかの全ての承継者及び譲受人に適用され、行使されることができる。

(d) 個別の紛争解決

JAMS規則の条項に拘らず、仲裁は個人をベースにのみ発生する。法が最大限許容する範囲で（連邦仲裁法の湯優先権の原則の適用後）、対象者及び全てのその他の当事者は、いかなるクラスアクション若しくは共同訴訟の開始、参加若しくはそれらを通じての回収も放棄する。

(e) 費用及び手数料

法により最大限認められる範囲で、仲裁人は勝訴当事者にその費用及び合理的な弁護士報酬の支払いを求める。ただし、仲裁人は、請求を受けた申立てについて裁判所が適用する転嫁の法を常に適用する。

(f) 適用法

下記の第13条(d)にかかわらず、連邦仲裁法（以下「FAA」という。）がこの仲裁の同意に適用される。なんらかの理由によりFAAが適用されない場合は、対象者が当社に労務を提供する、若しくは最後に労務を提供した州の仲裁法が適用される仲裁法となる。

(g) 契約の可分性

本第12条の条項が、無効又は法的強制力がないと判明する場合、その条項は分離され、本第12条の残りの条項は影響を受けない。

### 13. 一般条項

(a) 本プランは、(i)2030年1月3日と、(ii)本プラン及びサブプランに基づいて発行可能な株式が、本プラン及びサブプランに基づいて行使された株式購入権によって全て発行・売出された時、のいずれか早い時点で終了する。ただし、上記第12条の紛争解決条項を除き、これは本プランの終了後も存続し継続する。

(b) 本プランの運営のための全ての費用・支出は、当社が負担する。

(c) 本プラン設立に係る当社の決議、本プランに基づく取締役又は本プラン運営者の講じる行為、本プランのいかなる条項も、いずれも、従業員に、当社又は当社の関連会社に一定期間継続して勤務する権利を与えるものではなく、理由の有無を問わず、いつでもその雇用関係を終了させることができる。

(d) 前述の第12条(f)に規定のある場合を除き、本プランの条項は、カリフォルニア州の抵触法原則にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠するものとする。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

第1. 2023年度外国会社報告書の提出日以後の臨時報告書の提出

該当事項なし。

第2. 2023年度外国会社報告書の提出日以後に生じた財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象

1) 債券発行

2024年2月26日、当社は、元本額10億ドルの2026年満期4.900%優先社債（以下「2026年債」という。）、元本額20億ドルの2027年満期4.800%優先社債（以下「2027年債」という。）、元本額25億ドルの2029年満期4.850%優先社債（以下「2029年債」という。）、元本額25億ドルの2031年満期4.950%優先社債（以下「2031年債」という。）、元本額25億ドルの2034年満期5.050%優先社債（以下「2034年債」という。）、元本額20億ドルの2054年満期5.300%優先社債（以下「2054年債」という。）、及び元本額10億ドルの2064年満期5.350%優先社債（以下「2064年債」という。2026年債、2027年債、2029年債、2031年債、2034年債及び2054年債と併せて「本社債」という。）を発行した。本社債は、当社と受託者であるバンク・オブ・ニューヨーク・メロン・トラスト・カンパニー・エヌ・エー（以下「受託者」という。）との間の2024年2月26日付の証書（以下「基本証書」という。）に準拠し、当社と受託者との間の2024年2月26日付の第1 補足証書（以下「第1 補足証書」という。基本証書と併せて「証書」という。）により補完されている。

2) スプラunk・インクの買収

当社は、2024年3月18日、当社、デラウェア州法人であるスプラunk・インク（Splunk Inc.、以下「スプラunk」という。）及びデラウェア州法人であり当社の完全子会社であるSpirit Merger Corp.（以下「Merger Sub」）の間で締結された2023年9月20日付の合併契約及び計画（随時修正、補足又はその他の変更がなされる。以下「本合併契約」という。）に従い、既に発表していたスプラunk及びMerger Subとの取引を完了した。本合併契約に従い、本合併の効力発生時に、Merger Subはスプラunkに吸収合併（以下「本合併」という。）され、スプラunkが当社の完全子会社として本合併の存続会社となった。

第3. 2023年度外国会社報告書提出日以後の資本金の増減

|              | 普通株式及び資本剰余金 |          |
|--------------|-------------|----------|
|              | 増減額(百万ドル)   | 残高(百万ドル) |
| 2023年7月29日現在 | -           | \$44,289 |
| 2024年1月27日現在 | \$713       | \$45,002 |

第4. 2023年度外国会社報告書提出日以後に発生した「事業等のリスク」

本項の記載は、2024年2月20日に米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）に提出された当社のForm 10-Qによる四半期報告書（以下「Form 10-Q」という。）からの抜粋であり、かかるForm 10-Qの提出以降、重要な変更はない。別段の指示がある場合を除き、本項における「連結財務書類」とは、Form 10-QのPart I, Item 1に含まれる無監査の要約連結財務書類を指す。

リスク要因

下記及び本書並びに当社が証券取引委員会（以下「SEC」という。）に提出するその他の文書には、本書に含まれる将来に関する見通しと著しく異なる結果を生じさせる可能性のあるリスク及び不確実性が含まれる。下記の内容は、2023年11月10日に提出された当社の2023年7月29日に終了した会計年度にかかる外国会社報告書において開示されたリスク要因の

記述に対する重大な変更を含み、またこれに優先する。本項における将来に関する事項の記載は、いずれも10-Q提出日現在において判断したものである。

## 当社の事業及び産業に関連するリスク

当社の経営成績は将来の期間において変動し、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の経営成績は、過去におけると同様、今後も様々な要因により四半期及び年毎に変動することが予想される。中でも以下に記載する要因は、不透明な世界経済状況の中で一段と顕著な変動を引き起こす可能性がある。

- ・ グローバルな経済環境の変化等を原因とする、特にサービス・プロバイダー及びインターネット事業に関連する当社の製品及びサービスに対する需要の変動
- ・ 当社製品の販売及び実装サイクルの変化並びに顧客の支出計画及び関連収益の見通しの低下
- ・ 適切な在庫及び購入契約を管理する当社の能力
- ・ 技術革新及び様々な地域の多様なビジネスモデルにより急速に変化し得る通信ネットワーク業界における価格競争及び製品競争
- ・ 当社の競合先及び顧客の双方における業界統合に向けた全体的な流れ
- ・ 新しい技術と製品の導入及び市場受容性、新規・新興市場や新興技術における当社の成功並びに新基準の採用
- ・ 収益の認識に時間がかかるソフトウェア及びサブスクリプション・ベースの製品の強化に向けた当社ビジネスの変革
- ・ 販売網、製品コスト、製品構成又は直接販売及び間接販売の比率の変動
- ・ 顧客からの発注の時期、規模及び構成
- ・ 製造リードタイム及び顧客リードタイム
- ・ 当社の売上総利益の変動及びかかる変動に影響を及ぼす変動要因
- ・ とりわけ世界的な信用市場の混乱局面、あるいは顧客、チャネル・パートナー、委託製造業者や供給業者の財政的苦境に際し、当社の顧客、チャネル・パートナー、委託製造業者及び供給業者が融資を獲得する能力又は設備投資を行う能力
- ・ 連結財務書類における特定の資産（関連する評価性引当金の金額を含む。）、負債及びその他の項目の価値を決定するために使用された判断、仮定及び見積と、実際の事象、状況、結果、及び金額との乖離
- ・ 当社の戦略、営業計画の実践力並びに多額の事業再編費用が発生する可能性のある事業モデル変更の影響
- ・ 当社のコスト削減目標の達成能力
- ・ 投資から得ることが予測される利益
- ・ 税法、会計規則及びその解釈の変更

結果として、将来の特定の期間における経営成績を予測することは困難であり、従って過去の実績は将来の期間において予測される結果を必ずしも示唆するものではない。これらの要因により当社の事業、経営成績及び財政状態が重大な悪影響を受け、当社の株価が低下する可能性がある。

当社の経営成績は、低調な経済及び市場動向並びに不確実な地政的環境により悪影響を受ける可能性がある。

インフレの高騰、その他の変化等の世界経済の厳しい状況は、通信及びネットワーク事業の低迷にも影響を及ぼしており、当社が事業を展開する特定のセグメント及び市場に影響を与え続ける可能性があり、以下の結果が生じる可能性がある：当社の顧客（特にサービス・プロバイダー及びクラウド並びに企業及びその他の顧客市場においても）、継続的にIT関連資本支出が抑制されることにより、当社製品に対する需要が減少するリスク、当社の競合先のみならず、顧客が未



利用製品を処分することにより当社製品の価格競争が激化するリスク、在庫の超過及び陳腐化のリスク、供給制約のリスク、過剰な設備及び製造能力のリスク、並びに収益に占める間接費用の増加と支払利息の増加。

世界のマクロ経済環境は依然として厳しく、一貫性を欠いている。以前の期間において、当社は世界のマクロ経済環境の広範囲の弱体化を経験しており、これは当社の一部の市場に影響を与えており、また将来において影響を与える可能性がある。加えて、不安定なグローバル信用市場、世界の中央銀行の不確実な金融政策の影響、世界各地における地政環境の不透明感（進行中のロシアとウクライナの戦争、イスラエルとハマスの戦争及び中国と台湾の関係の結果を含む。）、中国の経済問題が世界の経済にもたらす影響を含む中国が直面する経済上の課題、及びその他の混乱により、世界経済は今後も圧力を受け続ける可能性がある。世界的な経済及び市場の状況又は主要市場の経済状況が不透明なままであった場合、あるいはさらに悪化した場合、当社は事業、経営成績及び財政状態に対する重大な影響を受ける可能性がある。

各セグメントの経営成績もまた、経済状況の不透明感や変化に影響を受けるが、とりわけ当該セグメントと密接な関係があるか、又は当該セグメント内の特定の顧客市場に密接な関係のある経済状況の変化により、影響を受ける可能性がある。また、合衆国政府による特定の情報収集方法が報告されたことにより、米国において設計、製造されるIT企業の製品を顧客がどう捉えるか、影響が出る可能性がある。IT供給業者としての当社に対する信用と信頼は、当社が市場を開発、成長していく上で不可欠なものである。信用が損なわれ、合衆国政府の情報収集方法の報告に対し海外において規制措置が講じられた場合、海外の顧客からの当社製品に対する需要に影響が及び、経営成績に悪影響が出る可能性がある。

**特定の期間における当社の収益の予測は困難であり、収益不足により当社の経営成績が損なわれる可能性がある。**

本書に記載する様々な要因により、とりわけ困難で一貫性のない世界的なマクロ経済環境（進行中のロシアとウクライナの戦争及びイスラエルとハマスの戦争の結果を含む。）、及びこれに伴い市場に不透明感が広がる中であって、特定の四半期における当社収益を予測することは困難である。当社の収益の成長率は、以前と比べ鈍化する可能性があり、又は2024年度第2四半期及び一部の以前の期間においてそうであったように前年比で減少する可能性がある。財務上の予測に應える当社の能力はまた、将来の期間において、過去の四半期に見られた非線形の販売パターンが繰り返された場合、悪影響を受ける可能性がある。例えば、上記で説明した通り、顧客、特に企業、サービス プロバイダー、クラウドの顧客が、以前の数四半期よりも高い水準の製品出荷を行っているため、現在顧客からの注文が若干鈍化している。当社では、過去において、出荷が実際の受注額を超過したため、また、製造上の問題の為に出荷が遅延したことにより、出荷パターンが非線形的となったことがある。販売パターンが非線形になると、特定の期間における収益の予測が困難になる他、費用が増加する可能性がある。なぜならば、不定期な出荷パターンにより稼働力が低くなる期間や時間外費用が発生する期間が生じるのみならず、在庫管理に関する追加費用が生じる可能性があるためである。更に、将来、製造上の問題及び関連するコンポーネントの不足により出荷遅延が生じた場合、特に当社の委託製造業者の稼働率が高い時期にあっては、同四半期中に事態が打開されなければ、当該四半期の収益は悪影響を受ける可能性がある。

大口受注の時期によって四半期毎の当社事業及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性がある。当社では、受注が収益として認識される期間により、経営成績に重大な影響が及ぶ可能性のあるかかる大口注文を受けることがある。こうした受注の時期を予測することは困難であり、かかる受注による収益認識時期が、前期比での収益の変動に影響を及ぼすことがある。そのため、かかる受注及びその収益の最終認識により、当社の経営成績は四半期毎で大幅に変動することがある。従来の製造リードタイムよりも長い時間がかかるため、当社の様々な販売チャネルにおいて、同じ注文又は類似の注文を重複して発注したり、製品の出荷又は受領時に重複している注文を取り消したり、製造リードタイムの短い他のベンダーに発注したりする顧客が発生しており、また将来的に発生する可能性がある。かかる複数の注文（その他の要因と共に）又は注文の取消しリスクは、当社の収益を予測することに困難をもたらす可能性がある。更に、当社の製造リードタイムを改善するための取組は、四半期毎の収益及び経営成績における変動性を高め、且つ予測可能性を低下させることになる。当社では、部品供給に関する問題に直面した際、顧客の期待に応えるため部品調達努力を強化し、それにより在庫や購入契約が増加した。以前の期間では、部品不足のため業界全体で見られた著しい供給の制約を踏まえ、在庫や購入契約を増やした。リードタイムを短縮するためのこれらの在庫及び購入契約の増加により、製品需要が持続的に著しく低下した場合、将来期間において在庫の大幅な余剰化及び陳腐化又は当社製品の売上総利益へのその他の悪影響が起きる可能性がある。将来の期間の製品需要状況は予測が難しい、又は予想よりも長く続く可能性がある。例えば、マクロ経済環境には高いレベルの不確実性があり、当社の顧客及び第三者である再販業者は、最近の数四半期からの出荷を継続していることがわかる。これらの影響の結果、2024年度第2四半期には製品需要の減少が見られ、これらの影響は少なくとも2024

年度末まで続く可能性がある」と当社は考える。当社は、当社の営業費用レベルを主に予測収益に基づき計画する。かかる費用及び長期契約の影響は、短期的には比較的固定されている。収益が不足した場合、短期的な事業上の変化に対応して固定費用を即時に減少させることができないため、経営成績が予測を下回る結果となる可能性がある。上記のいずれの要因も当社の経営成績及び財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社の供給制約、在庫契約並びに委託製造業者及び供給業者との購入契約に関連する影響及びリスクに関する詳細な情報及び説明については、10-Qの「Part I - Item 2. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations - Results of Operations - Product Gross Margin - Supply Constraints Impacts and Risks」、「- Liquidity and Capital Resources - Inventory Supply Chain」及び連結財務書類に対する注記14を参照されたい。

**委託製造業者又は部品供給業者の財政的な問題、当社の費用を増加させ又は受注の履行を遅延させ得る部品供給又は製造能力の不足といったサプライチェーンに関連する問題は、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社が顧客需要を的確に見積ることができない場合、コンポーネントの供給の超過又は陳腐化に繋がり、そのことにより当社の売上総利益が悪影響を受ける可能性がある。**

当社が製造施設の大半を所有又は操業していないという事実、並びに当社が外部のサプライチェーンに依存しているという事実は、当社製品の供給のみならず、当社の事業及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。委託製造業者又は部品供給業者の財政的な問題、他企業による当社の委託製造業者の製造能力の確保、半導体市場をはじめとする1以上の部品供給業者市場における業界の統合のいずれかが発生することにより、供給が制限され、費用が増加する可能性がある。

公衆衛生上の緊急事態、地政学的緊張（中国と台湾の関係によるものを含む。）又は大規模な自然災害（気候変動によるものを含む。）に一部起因する当社の世界全体のサプライチェーンの崩壊を含め、供給が低下又は中断した場合、複数のコンポーネントの価格が大幅に上昇（インフレによるものを含む。）した場合、委託製造業者に適切な在庫調達を許可できない場合、事業上のニーズに基づき当社の受注を適切に取消し、予定を組直し、調整ができない場合、あるいは製品需要が減少した場合、当社の事業、経営成績、財政状態に重大な悪影響が及び、当社の顧客関係が大きく損なわれる可能性がある。また、供給業者と価格又は購入契約にて拘束されることにより、当社は現在の市場において入手可能なコンポーネントよりも高い価格にてコンポーネントを購入しなければならない可能性がある。当社が現在の市場価格を超える額でコンポーネントを購入しなければならない場合、実際にコンポーネントが使用された時に当社の売上総利益が減少する可能性がある。更に、ベンダーは、事業上、規制上若しくは政治的理由、及び/又は供給条件として合意された価格設定における需要変化のために、特定の顧客に製品を配分する圧力を受けている可能性がある。当社は、重大な混乱が発生した場合には、追加供給の確保又は軽減措置を講じてきたが、今後同様の事態が発生した場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が成長し、顧客の需要に応えことができるか否かは、供給業者及び委託製造業者から適時に部品の提供を受けられるかに依存しているとも言える。当社は過去に、製造プロセス問題に起因する不足を含むコンポーネントの不足に直面し、リードタイムが通常より長期化する等、事業活動に影響が出たことがある。例えば、最近期間において、半導体をはじめとする部品の供給不足が生じ、リードタイム、供給コスト、当社製品に対する顧客の需要に応える当社の能力に影響を与えた。加えて、当社自身の製造上の問題、供給業者又は委託製造業者の製造上の問題、業界内の統合による製造能力や費用の問題をはじめとする、供給業者又は委託製造業者の製造能力の問題、当該部品について需要の増加といった要因により、今後も、コンポーネントの一部について不足が発生する可能性がある。経済が成長すれば、当社及び供給業者は、全体的なコンポーネント需要及び特定の製品分野におけるコンポーネント需要を正確に予測し、最適なコンポーネント量及び製造能力（特に労働集約的なコンポーネントのレベル、当社が供給量の相当部分を購入するコンポーネントの量、又は高度に複雑な製品に対する製造能力の再稼働）を確立することが一層必要となってくる。コンポーネントの不足又は遅延が続く場合、これらコンポーネントの価格が上昇し、又は調達不能となる可能性があり、また、当社が需要を正確に予測できなかった場合にも不足に直面する可能性がある。当社は、新製品の製造において必要となる適切な価格又は受入可能な質のコンポーネントを、必要な量又は構成にて、適時に確保できない可能性がある。従って、当社の収益と売上総利益は他の供給源が開発されるまで損害を被る可能性がある。

当社の経営成績はまた、実際を上回る需要を予測して、必要以上のコンポーネントを購入する契約をした場合に悪影響を受ける可能性がある。かかる状況は、当社が最近経験しており、また中短期的に引き続き経験すると予想されるような、上記で説明した通り、当社が顧客、とりわけ、企業、サービス・プロバイダー及びクラウド顧客との間で、顧客が前

の数四半期から高い水準の製品出荷を実施しているときに経験しているような、需要の不透明感が大きい局面において発生しやすい。当社は当社製品について標準的な部品及びコンポーネントを使用するが多いが、特定のコンポーネントについては現在唯一又は限られた供給源からのみ調達可能となっており、世界的な景気の低迷やこれに付随する市場の不透明感がある中、特に最近見受けられたように景気低迷下において人員削減その他の措置に基づく供給制約が生じるなど、かかる供給源の一つ又は複数に悪影響が出る可能性がある。当社は供給源を適時に多様化することができない可能性があり、そのことにより当社の顧客に製品を提供する能力が損なわれ、現在及び将来の売上高に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当社は将来、次の問題に直面する可能性があると考えている：当社が参入している新規市場が急速に成長し、相当量のコンポーネントを即時に確保することが困難になる可能性がある、当社が会社を買収し、新技術を取得することに伴い、馴染みのないサプライチェーン又は比較的小規模な供給業者に依存する可能性がある、及び当社は供給が制限されている特定のコンポーネントについて、既存の競合先及びその他市場における企業との競争にさらされる可能性がある。

製造能力及びコンポーネント調達力の制限は、当社にとって重大な問題であり続ける可能性がある。当社はコンポーネントを様々な供給業者から購入しており、また外部の製造業者に委託し、製品の製造サービスを提供している。通常の事業過程において、製造リードタイム実績を改善するため、また十分なコンポーネント調達を確保するため、当社は委託製造業者及び供給業者と契約を結んでおり、委託製造業者及び供給業者が当社の規定する基準に基づき在庫の調達を行うか、当社の需要を定義したパラメーターの設定ができるようになっている。当社はかかる契約に基づき、場合によっては事業上の需要に基づき、確定注文がなされる前に必要量の取消、予定変更、調整をすることができる。部品供給に関する問題が発生した場合、当社は顧客の期待を充たすため、部品調達努力を更に推し進め、その結果、在庫や購入契約が増加した。過去の期間において、部品不足のため業界全体で見られた供給制約を踏まえ、在庫及び購入契約を増やした。リードタイムを短縮するためのこれらの在庫及び購入契約の増加は、当社が顧客の需要を正確に予測できず、及び製品需要が持続的に大幅に低下した場合、将来期間において余剰及び陳腐化による多額の棚卸資産費用をもたらす、又は当社製品の売上総利益にその他マイナスの影響を与える可能性がある。将来の期間の製品需要状況は、予測が難しい又は予想よりも長く続く可能性がある。例えば、マクロ経済環境には高いレベルの不確実性があり、当社の顧客及び第三者である再販業者は、最近の数四半期前からの出荷を継続していることがわかる。これらの影響の結果、2024年度第2四半期には製品需要の減少が見られ、これらの影響は少なくとも2024年度末まで続く可能性があると考え、当社の供給制約に関連する影響及びリスク、在庫契約並びに委託製造業者及び供給業者との購入契約に関する詳細及び更なる説明については、「Part I - Item 2. Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations - Results of Operations - Product Gross Margin - Supply Constraints Impacts and Risks」、「- Liquidity and Capital Resources - Inventory Supply Chain」及び連結財務書類に対する注記14を参照されたい。

**当社の売上総利益は徐々に変動することが予想され、製品売上総利益が維持できなくなる可能性がある。**

当社の製品売上総利益は2024年度上半期及び2023年度には増加したものの、当社の製品売上総利益の水準は2022年度に減少し、また一部のそれ以前の期間において対前年度比で減少したことがあり、今後の期間においても、以下を含む様々な要因の影響を受け減少する可能性がある。

- ・ 顧客の構成、地理構成、又は製品構成（各製品群における機器構造の構成を含む。）
- ・ 価格性能比の高い製品を含む新製品の導入並びにより多くのソフトウェア及びサブスクリプション・ベースの製品を提供するための当社ビジネスの変革を含む新ビジネスモデルの導入
- ・ 製造費用を削減させる当社の能力
- ・ 買収活動又は独自開発により発生する新市場への参入、又は価格設定や費用構造が異なる市場等、利益率の低い市場における事業成長
- ・ 値引き販売
- ・ とりわけ一部コストによる供給制約（過去において半導体やメモリー等の部品市場に影響を与えてきたようなもの）期間に重大な問題となり得る、材料費、人件費若しくはその他の製造関連費用（すなわち、部品コスト、仲介手数料、優先輸送費及び残業代）の増加又はサプライチェーンの物流コストの増加。これらコストは、インフレにより過去に悪化しており、引き続き悪化する可能性がある。

- ・ 在庫の超過、在庫保管費用及び陳腐化費用
- ・ 出荷量の変化
- ・ 収益認識時期及び収益繰延時期
- ・ コンポーネント価格の変更、あるいは製品需要が部品発注に正確に反映されていない場合又は委託製造業者若しくは供給業者の財政状態が悪化した場合の、在庫保管費用の増加により発生する費用の増加（関税又はインフレ等の経済状況に起因する増加を含む。）、費用削減効果の消滅又は希薄化
- ・ 価値工学に基づく期待利益の未達成
- ・ アジア（特に中国）を含む競合先との価格競争の激化
- ・ 販売網の変更
- ・ 保証費用又はロイヤルティ費用の増加
- ・ 特に買収により取得した無形資産の償却費用の増加
- ・ 当社がいかに効果的に当社の戦略及び営業計画を実施するか

サービス売上総利益は、テクニカル・サポート・サービス及びアドバンスト・サービスによる利益比の変化、テクニカル・サポート・サービス契約の新規締結及び更新の時期並びに将来の期間においてより高レベルのサービス事業をサポートするための人員その他資源の付加等、様々な要因により変化する可能性がある。

**サービス・プロバイダー及びクラウド市場に対する販売は特に不安定であり、かかる業界からの受注が不振の場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響が出る可能性がある。**

サービス・プロバイダー及びクラウド市場に対する販売において、とりわけ当社のルータの販売、並びにその他一部のネットワークング製品及びコラボレーション製品の販売は、販売サイクルが長く大規模で散発的な購入が特徴である。サービス・プロバイダー及びクラウド市場からの製品の受注は、2024年度上半期中及び2023年度中において大幅に減少し、以前の一部の期間においては同様の低迷を経験したことがあった。サービス・プロバイダー及びクラウド市場からの製品の受注は減少し続ける可能性があり、過去におけると同様、市況の変動から見て、かかる低迷が長期間続く状況になることも予想される。本業界における営業活動は、ネットワーク設備拡張の完了度、資金調達の状況に影響を受けると同時に、サービス・プロバイダー及びクラウド顧客が、営業活動を行う国における規制、経済、事業の状況にどの程度影響を受けるかにも依存している。サービス・プロバイダーの設備投資の縮小（世界的な景気の低迷や不透明な経済、政治、規制状況時、これは一段と深刻化する可能性がある。）によるものを含め、かかる業界からの受注の不振は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる低迷は翌期以降も継続する可能性又は繰り返す可能性がある。当該業界からの受注は、各市場における当社製品及びサービスの競争力の他に、多くの要因により減少する可能性がある。例えば、これまでに当社のサービス・プロバイダー及びクラウド顧客の多くが、経済全般の低迷、過剰設備、サービス・プロバイダー及びクラウド市場の変化、法規制の改正、利用可能な資本の制限により、重大な悪影響を受けており、そのため、事業に失敗し、投資及び拡大計画を大幅に縮小した。これらの状況は、これまでに当社の事業及び経営成績に重大な悪影響を及ぼしたが、将来においても、当社の事業及び経営成績に影響が及ぶ可能性がある。最後に、サービス・プロバイダー及びクラウド顧客は、通常実装サイクルが比較的長く、設計サービス等を含め、幅広いサービスを求める傾向にあり、また、供給業者に対してよりリスクを負うことを要求し、収益の認識の遅延に繋がるような検収規定を求め、供給業者が資金提供することを求める。これらの全ての要因は、サービス・プロバイダーとの事業に更なるリスクを加える可能性がある。

**当社の流通モデルの混乱又は変化は、当社の売上高及び利益率に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社の製品及びサービスの流通を適切に管理できない場合、又は当社のディストリビューターの財政状態若しくは事業運営が脆弱化した場合、当社の収益及び売上総利益は悪影響を受ける可能性がある。

当社の製品及びサービスの大部分が当社のチャネル・パートナーを通じて販売されており、残りは直接販売により販売されている。当社のチャネル・パートナーにはシステム・インテグレーター、サービス・プロバイダー、その他第三者再販業者及びディストリビューターが含まれる。システム・インテグレーター及びサービス・プロバイダーは通常、エン

ドユーザに対して直接販売し、ネットワーク製品の販売の他に、しばしばシステム設置作業、テクニカル・サポート、専門サービス及びその他サポート・サービスを提供する。また、システム・インテグレーターは通常、当社製品を全体的なソリューションに統合するが、サービス・プロバイダーの多くは、システム・インテグレーターでもある。ディストリビューターは在庫を保管し、通常、システム・インテグレーター、サービス・プロバイダー及びその他第三者再販業者に対して販売する。当社はディストリビューターを通じた販売を最終顧客に対する二段階販売システムと呼称している。間接販売を通じた売上が増加した場合、当社製品の構成を予測し、また顧客からの受注時期をある程度予測することが、一層困難となる可能性がある。

当社は過去において、販売網の均衡の変化による売上総利益の変動に直面したことがある。将来における当社の流通モデルの均衡の変化が、当社の売上総利益及び収益性に悪影響を及ぼさない保証はない。

次の要因を含む一部の要因は当社の流通モデルを崩壊又は変化させ、当社の売上高及び利益率に悪影響を及ぼす可能性がある：直接販売を通じた場合を含め、一部の当社のチャネル・パートナーとの競合。それによりかかるチャネル・パートナーは、直接自社製品を販売せず、又は競合しないその他の供給業者を利用することになる可能性がある、一部チャネル・パートナーは、顧客から負担するよう求められたリスクについて、当社もより多くを負担するよう要求する可能性がある、一部チャネル・パートナーは、財務資源が不十分な為に、事業を取巻く環境の変化や問題に耐えられない可能性がある、ディストリビューターの財政状態又は事業運営が脆弱化した場合、間接販売からの収益が悪影響を受ける可能性がある。更に、当社は、法規制の遵守については、世界各国の当社チャネル・パートナーに依存している。当該チャネル・パートナーが規制に従わなかった場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。また、当社が契約を有さない地域において製品を販売した場合、当社の販売網に混乱が生じる可能性がある。

**当社が競合する市場は競争が熾烈であり、そのため当社の増収達成に悪影響が及ぶ可能性がある。**

当社が競合する市場は、急速な変化、技術の収斂、また、より強みを持つネットワーキング及び通信ソリューションへの移行により特徴づけられる。これらの市場要因は、当社に対して競争の脅威となる。当社は各製品分野において多数の供給業者と競合している。ニッチ製品ソリューションを提供している当社の競合先の全体的な数は、増加する可能性がある。また、競合先の実体及び構成は、当社の新製品分野や主要な優先分野及び成長分野における活動が増すことにより変化する可能性がある。例えば、ソフトウェアで制御されたネットワーク(SDN)製品等のネットワーク・プログラマビリティに関連する製品が普及してきた中、「ホワイトボックス」ハードウェアと言われる共有ハードウェアを使用したネットワーキング製品を開発している企業があるが、顧客が当社の製品ではなくこれらの製品を購入することとした場合、当社は、これらの企業との競争に一層さらされている。更に、サービスとして提供される技術に対する需要が増すことにより、新たな競合企業が市場に参入することになる。当社が世界的な販売を拡大していくに従い、異なる地理的地域において新しい競合先に直面する可能性がある。中でも当社は、アジア（特に中国）において価格を重視する競合先との競争に直面しており、今後にかかる傾向は続くと思予想する。

当社の競合先企業の中には、複数の製品ラインを通して競合しているものもあり、他方、特定の製品分野においてのみ競合するものもある。新規参入の障壁は比較的低く、当社製品と競合する又は競合する可能性のある製品を製造するベンチャー企業が常時、新設されている。更に、当社の競合先の中には、当社を上回る技術的、工学技術的資源を有するものもある。新規市場に参入するにつれ、当社は既存の競合先のみならず、かかる市場において、技術、マーケティング、販売面で堅固な地位を誇る既存の企業など、その他の競合先との競争に直面することになる。当社はまた、時として、当社製品の再販業者やディストリビューターとの競争にも直面する。当社が一部戦略的提携を組んでいる企業も、別の分野において当社の競合先となる可能性があり、かかる傾向は今後強まる可能性がある。例えば、エンタープライズ・データセンターは、コンピューティング、ネットワーキング、ストレージ及びソフトウェアなど、従来、関わり合いのなかった技術が収斂していくなど、抜本的な転換期にある。高度にスケーラブルで汎用性のあるマイクロプロセッサ、アドバンスド・サービスを提供する特定用途向け集積回路、標準化されたプロトコル、クラウド・コンピューティング並びにバーチャライゼーションが利用可能となるなど、複数の要因により、エンタープライズ・データセンターにおける技術の収斂は、かつては独立していた複数の技術分野にまで及んでいる。また、エンタープライズ・データセンター事業における当社の競合先及び潜在的な競合先は、エンタープライズ・データセンター向けのエンドツーエンド技術ソリューションを提供するポジションを確保するべく企図された買収を実施し、あるいは新規の戦略的提携を発表している。かかる進展の結果、当社の長期戦略的提携先企業との競争など、当社はエンタープライズ・データセンター技術の開発及び販売において、これまで以上に熾烈な競争に直面している。当社が展開する事業の複数の分野において当社と戦略的提携を組ん

でいる企業は、当社の競合企業を買収する、あるいは提携する可能性があり、そうなれば当社との取引が減少することになる。

当社が現在及び将来競争する可能性のある市場における主な競争要因には、成功するビジネスの成果を販売する能力、広範なネットワーク及び通信関連の製品とサービスを提供する能力、製品の性能、価格、顧客への新たな価値の継続的提供及び価格性能性が優勢な製品を含む新製品の発売能力、製造費用の削減能力、セキュリティ、信頼性及び投資保護といった付加価値のある特徴を提供する能力、基準への適合性、市場における存在感、資金調達能力、及び破壊的な技術シフトと新たなビジネスモデルが含まれる。

当社は、当社が技術のライセンス供与又は提供を行う顧客並びに当社が技術を移転された供給業者との競争にも直面している。ネットワーク固有の性質として相互運用が要求される。このように、当社は多くの企業と協力すると同時に競合しなければならない。顧客、供給業者及び戦略的提携パートナーとのこうした複雑な関係を実質的に管理できない場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、それによって当社の成功の機会にも影響が及ぶこととなる。

**当社が戦略的提携を成功裡に管理しない場合、当社はかかる戦略的提携により期待される利益を実現できず、また競争の激化又は製品開発の遅延に直面する可能性がある。**

当社は、補完的な製品とサービスを提供する為に、大規模で複雑な組織及びその他企業と戦略的提携を行っている。かかる協定は通常、特定のプロジェクトに限定されており、その目的は通常、製品の互換性を促進し業界基準を採用することである。これら戦略的提携や合併企業設立により期待される利益を、当社が実現できる保証はない。成功した場合、かかる関係は相互に利益があり、結果として業界の成長を促すことになる。しかしながら、かかる提携は、多くの場合、当社が戦略的提携関係を有している企業と一部の事業分野において競争すると同時に、その他の事業分野においては当該企業と協調しなければならないため、リスクを抱えている。また、かかる企業が業績不振となる、若しくは期待していたような関係を実現できなかった場合、当社は、製品開発に遅れが生じたり、その他の運営上の困難に遭う可能性がある。合併企業は、合併企業のパートナー企業間で潜在的に利害の不一致があることを鑑みると、運営が困難となる可能性がある。

**当社の間接流通チャネルへの販売に関連した在庫管理は複雑であり、余剰在庫が売上総利益に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社はディストリビューターに対する販売に関連した在庫を効果的に管理しなければならない。なぜならば、ディストリビューターが保有する在庫は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があるからである。当社のディストリビューターは、製品不足の時期に発注を増やし、在庫が多い場合は発注を取消し、また新製品を待つて発注を遅らせる可能性がある。また当社製品及びディストリビューターが調達可能な競合先の製品の供給に対応して、あるいは最終消費者の需要の季節変動に対応して、発注を調整する可能性がある。当社のディストリビューターは通常、在庫の一部を返品すること、販売価格の変更による払戻金を受領すること、及び様々な共同マーケティング・プログラムに参加することが可能な取引条件を与えられる。在庫管理は、技術及び顧客の要求が急速に変化し、在庫の陳腐化リスクがある中、当社がいかに魅力的なリードタイムを確保するための戦略的在庫水準を維持できるか、注力している分野である。部品供給に関する問題に直面した場合、当社は顧客の期待を充たすために部品調達努力を更に推し進めていく。在庫が超過していると最終的に判断された場合、当社は値引きを行い、在庫の評価損を計上する必要性が生じ、その結果、売上総利益が減少する可能性がある。

**当社は新製品及びサービスの開発並びに既存製品及びサービスの強化に依存しており、新興技術の傾向及び顧客の需要の変化を予測できない場合、またそれに対応できない場合、当社の経営成績及びマーケット・シェアが損なわれる可能性がある。**

当社製品及びサービスの市場は、急速に進化する技術及び業界基準、新製品及びサービスの導入並びにネットワークの構築及び事業ネットワークの進化により特徴付けられる。当社の経営成績は、新製品及びサービスを既存市場及び新興市場に開発投入し、既存製品の製造費用を削減できるかにかかっている。顧客が当社の提供する製品及びサービスを購入しない及び/又は更新しない場合、当社の事業に損害を与える可能性がある。

よりプログラマブルでフレキシブルまたバーチャルなネットワーク、並びに、セキュリティ、デジタル転換及びモノのインターネットやクラウドなどのその他の市場移行に関連する技術を含め、新技術の開発過程は複雑で、不確実であ



り、当社が顧客の移り変わる需要及び新興技術の傾向を正確に予測できない場合、当社の事業に損害を与える可能性がある。当社は、戦略的優先分野において既に実施した投資を含め、新製品及びサービスの開発に対して、当社の投資が市場に受け入れられるような製品及びサービスに発展するか判明する前に、多大な資源を投じなければならない。特に、当社のネットワーキングの進化モデルが、当社が考えているように発展しない場合、又は業界が当社の予想通りには発展しない場合、若しくはかかる発展に対処する為の当社の戦略が成功しない場合、当社の戦略的イニシアティブ及び投資の多くは全く価値が無い、又は限定的な価値しかない可能性がある。例えば、SDN製品をはじめとするプログラマブルなネットワーク等の新技術をタイムリーに提供できない場合、あるいは、市場において最終的に成功を収める製品のベースとなる技術や技術アプローチが、「ホワイトボックス」ハードウェアに基づくネットワーク製品のように、当社のものと異なる場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。同様に、当社がその他の市場の移行に対応する製品を開発できない場合、また、開発の時期が遅れた場合、あるいは、かかる移行に対応した製品の中でも最終的に成功する製品が、当社の技術と異なる技術又は異なる技術へのアプローチに基づく場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。加えて、顧客が提供される新製品の採用を巡り検討若しくは評価するために購入の決定を遅らせる場合、当社の事業は、新製品導入をめぐる期間中に悪影響を受ける可能性がある。

当社はまた、製品及びサービスを個々に販売する事業から、アーキテクチャやソリューションに統合された製品及びサービスを販売する事業にシフトしてきており、顧客が消費を望む方法で当社の製品及びソリューションを販売することを含め、顧客の発展するニーズを満たすことを目指している。かかる転換を促すため、顧客との当社ビジネスモデルの変更を含め、当社は組織のあり方、技術の構築やその提供方法について不断に変更を行っている。顧客の需要に対応するための当社の戦略、当社が開発するアーキテクチャやソリューションが顧客の需要を充たせない場合、あるいは、当社が行う組織のあり方、技術の構築やその提供方法に関する変更が不適切で効果がない場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。

更に、当社は、製品計画若しくはその時期の問題、当社が適時に解決できない技術的問題、又は適切な資源の不足により、ビジョン又は戦略を成功裡に実行できない可能性がある。このことにより、当社よりも先に競合先がこれらのソリューションを提供し、当社のマーケット・シェア、収益及び収入に損失が生じる結果となる可能性がある。これら競合先の中には、当社の戦略的提携先が含まれる。また、サービスとして提供される技術に対する需要が増すことにより、新たな競合企業が市場に参入することになる。新製品及びサービスの成功は、新製品及びサービスの適切な特性付け、コンポーネント費用、かかる製品及びサービスを適時に完成し導入すること、新製品及びサービスを当社の競合先の製品と差別化すること及びかかる製品及びサービスの市場の受容性等の要因に依存している。当社が新製品及びサービス開発の機会を確実に見定めること、新製品及びサービスを開発し適時に市場に導入すること、当社の製品及びサービスの市場による受入れを達成すること、他社により開発された製品、サービス及び技術が当社製品、サービス又は技術を陳腐化させたり、競争力を失わせたりしないということについて保証はない。当社のその他の製品カテゴリーに属する製品及び技術並びに主要な優先分野や成長分野の製品及び技術は、当社が予想するようには市場に受け入れられないかもしれず、その他の新興製品及びサービス又は新製品及びサービスを特定し、それに投資することができない可能性がある。

**業界の構造及び市況の変化により、一部当社製品の製造中止又は事業の撤退、資産の減損及び人員削減若しくは再編に関連する費用が発生する可能性がある。**

業界及び市場の状況の変化に対応して、当社は戦略的に当社の資源を再調整し、事業の再編、処分、又は撤退を検討する必要がある可能性がある。資源の再調整、あるいは、事業に対する投資の制限、処分、又は撤退という決断がなされた場合、在庫及び技術関連の償却費、人員削減若しくは再編費用、超過設備の統合費用といった特別費用の計上、又は再販業者若しくは製造を中止した製品の利用者であったサードパーティから請求を受けた場合の特別費用の計上に繋がる可能性がある。購入した無形固定資産を含む帳簿上の資産の耐用年数及び最終的な回収可能性に関する当社の見積りは、かかる評価や決定の結果により変化する可能性がある。特定の場合においては、当社はその供給契約に基づき、確定注文を行う前に、当社の事業ニーズに応じて当社の要求の取消、予定変更、調整をすることが認められるが、当社の偶発債務には、契約製造業者や供給業者との契約を取り消すことができなかったことに由来する負債が含まれる可能性がある。更に、当社の超過設備に対する負債の見積りは、不動産市場の変化により影響を受ける。また、当社はのれんの減損テストを毎年、また場合によっては年次テストの合間に実施することを求められている。将来におけるのれんの減損テストは収益によって費用が発生する可能性がある。当社は時々、再編計画を開始する。当該計画の実施前と比べて、当社の事業が効

率的又は効果的になるとの保証はない。当社の事業再編活動は、関連する費用や人員の再編の影響を含め、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社は長期的に、エンジニアリング、販売、サービス及びマーケティング活動並びに主要な優先分野及び成長分野に対する投資を行う方針であるが、こうした投資による利益が予測を下回り、またその到来が遅い場合、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社は費用及び経費の管理に重点を置くことを方針とするが、長期的には、主要な優先分野及び成長分野に対し資源を再編、投与する中、エンジニアリング、販売、サービス及びマーケティング部門に対し人員その他の資源を投じて行く方針である。また、中核的なネットワーキング及びサービスにおける主導的地位も維持していく方針である。当社は、かかる投資に関連した費用を予測利益よりも早い段階で認識する場合があります、また、かかる投資からの収益が当社の予測を下回る可能性や、収益の到来が遅い可能性がある。当社がかかる投資からの予測利益を達成できない場合（当社が選択した投資分野が当社の予想通り展開しない場合を含む。）、又はかかる利益の達成が遅延した場合、経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

**当社は従来に続き、今後も買収を行う予定であり、それにより当社の事業運営が混乱し、経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。**

当社の成長は、市場の成長、既存製品を強化する当社の能力及び適時に新製品を導入する当社の能力に依存している。当社は、他企業の買収、製品ライン、技術及び人員の取得を通じて、新製品を開発する必要性に対応し、既存製品を強化していく方針である。買収には下記を含む多数のリスクが含まれている。

- ・ 買収した企業（とりわけ、スプラUNKのような大規模且つ広範な営業活動を行い、且つ/又は複雑な製品を製造する企業）の事業運営（ITセキュリティを含む。）、システム、技術、製品及び人員の統合における問題及び遅延
- ・ 買収活動により、通常の日常的な事業運営から経営陣の注意が逸れ、また、より大規模で広範な経営を行うという課題が生じること
- ・ 仕掛中の研究開発無形資産に関連したプロジェクトを完成させることの潜在的な難しさ
- ・ 当社が直接的には経験を有さず、あるいは、限られた経験しかない市場に、すでにより強固な市場地位を獲得している競合先がいる中、参入することの難しさ
- ・ 初期段階において馴染みのないサプライチェーン又は比較的小規模な供給提携業者に依存すること
- ・ 買収により増加した費用を補うには収益が不十分である可能性
- ・ 買収計画の発表後に、被買収企業の主要な従業員、顧客、ディストリビューター、ベンダー及びその他のビジネス・パートナーを喪失する可能性

買収はまた、当社に対して以下の結果を過去にもたらしたことがあり、将来ももたらす可能性がある。

- ・ 当社の現在の株主所有率を希薄化させるような普通株式の発行
- ・ スプラUNKの買収に関連して当社がそうする予定のように、多額の現金資源の使用、又は、債務の発生
- ・ 買収のために追加の支払い債務が発生した場合における、支払利息、レバレッジ及び債務返済金の大幅な増加
- ・ 負債の引受
- ・ 減損テストの定期的な実施が義務付けられ、期毎の減損費用発生の可能性があるのれん及び無形固定資産の計上
- ・ 特定の無形固定資産に関連する償却費用の発生
- ・ 当社の法的構造に買収がもたらす影響に関連して発生する税務費用
- ・ 多額の償却費用並びに再編費用及び関連するその他費用の発生
- ・ 知的財産訴訟をはじめとする訴訟リスク



ハイテク企業の合併及び買収は内在的にリスクがあり、当社の支配が及ばない数多くの要因に左右されるため、過去又は将来の買収が成功し、当社の事業、経営成績、又は財政状態に重大な悪影響を与えないと保証することはできない。買収実行後の統合が成功しない場合、当社の事業及び経営成績は重大な悪影響を受ける可能性がある。過去の買収においては、新製品及び新技術の導入が成功した場合もあれば、導入に失敗した場合まで、結果は様々であった。買収された企業が既に製品を開発し、販売している場合では、適時に製品の機能強化が行われるか、又は、これらの製品に関して起こり得るすべての問題が買収前のデュー・デリジェンスにより特定されているか、保証はない。

更に、当社の将来の期間における実効税率は不確定であり、合併及び買収により影響を受ける可能性がある。新製品の開発に関連して記載されたリスクは買収についても同様である。

**新規又は新興市場への参入により、当社は新たな競争に晒され、当社のサービス及びサポート体制に対する要求が高まる可能性が高い。**

当社が新規市場における商機及び主要な優先分野及び成長分野に注力するに従い、新興企業のみならず、大規模な通信機器及びその他機器の供給業者と競合する。当社の競合先の一部は、技術資源及びエンジニアリング資源を含む資源を当社より多く有している可能性がある。更に、とりわけ新興国においては、かかる市場における顧客がインフラ整備を完了するに従い、当社が過去に提供してきたものよりも更に高度なサービス、サポート及び融資を要求する可能性がある。かかる種類のサービス、サポート又は融資契約の需要は将来増加する可能性がある。かかる市場における商機の為に効果的に競争できるような製品、サービス、サポート及び融資を当社が提供できるという保証はない。更に、その他市場への参入により、一般市況及び消費者マインドの冷え込みの影響等、特にこれら市場における更なるリスクに晒され、今後も晒される可能性がある。例えば、当社が顧客の変容する需要に対応するため世界における直接販売機能を強化することにより、法規制上の更なる義務が発生することとなる。

**製品の品質に問題がある場合、収益、売上総利益及び当期純利益が減少する可能性がある。**

当社はハードウェア及びソフトウェアの両方を含め、先端技術を搭載した非常に複雑な製品を製造している。ソフトウェアは通常、予定された動作を突然妨げるようなバグを含んでいる。当社は出荷前テストを行っているが、かかるプログラムが個別製品の欠陥又は数々の出荷に影響を与えるような全ての欠陥を検知するのに十分であるという保証はなく、その結果、顧客満足が阻害され、販売の機会が減少し、売上総利益に影響が及ぶ可能性がある。これまで当社は特定のコンポーネントを交換し、また当社が出荷した製品の中の欠陥若しくはバグを発見する為の修復策を提供しなければならない場合があった。かかる修復策が、関係する製品によっては、重大な影響を及ぼさないという保証はない。製品の欠陥を修復することができなかった場合、製品ラインの欠陥、一時的若しくは恒常的な製品の撤退又は市場からの撤退、当社の信用の毀損、在庫費用又は製品再設計費用が生じる可能性があり、そのいずれも収益、利益率及び当期純利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

**当社はグローバルに事業展開しているため、当社の経営成績及び財政状態は、特定の国や地域における政治、経済の変化及びその他の要因により悪影響を受ける可能性がある。**

当社は世界中において重要な販売及び顧客サポート事業を実施している。そのため、当社の成長は、新興国の売上高の増加にかかっているとみえる。また当社の委託製造業者、コンポーネント供給業者及び流通提携業者の米国外における活動にも依存している。一部過年度において、新興国における当社事業の受注は全体的に減少した。当社はかかる国々における当社事業の改善が持続するかについて評価を続けているが、これらに対する投資が成功する保証はない。当社の将来の業績は、当社の事業活動に関連する米国内外の政治、経済又はその他様々な要因（かかる要因のいずれか又は全ては、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある）により重大な悪影響を受ける可能性がある。これらの要因は以下を含む：各国中央銀行の金融政策の影響、規制問題に影響を与えたり、米国に本部を置く企業の製品の購入を思いとどまらせたり、若しくは政府機関がコンポーネントへの当社のアクセスを認めない場合コンポーネントを調達する当社の能力に影響を与えるような米国と諸外国間の政治関係に関する問題、政府に関連する混乱若しくは操業停止、グローバルなマクロエコノミック環境の不透明感と混乱、外国為替レート、地政学的緊張（中国と台湾の関係を含む。）、政治的又は社会的騒乱、中国における経済上の課題及び中国の経済問題が世界経済に及ぼす影響を含め、特定の国又は地域における経済不安、経済の弱体化又は自然災害、環境保護規制（気候変動に関連する新法令を含む。）、関税等の貿易保護策及びその他法規制要件（これらの中には、様々な国への当社製品の輸入、輸出、販売又は部品を調達する能力に影響を与えるものがある可能性がある。）、サービス・プロバイダー及び政府による投資支出パターンに影響を与

える政治的配慮、流行病（パンデミック）や伝染病等の健康や類似の問題、国際的な事業運営における人員配置及び管理の問題、並びにグローバル事業に対する源泉徴収税やその他法人税を含め好ましくない税務上の影響。

**人工知能（AI）の開発及び使用に関連する問題は、法的措置や規制措置を生じさせたり、当社の評判を傷つけたり、又は当社の事業に重大な損害を与える可能性がある。**

当社は現在、一部の製品及びサービス並びに事業運営にAI技術を組み込んでいる。かかる技術の研究開発は現在も継続している。AIには、リスク及び課題が存在し、その更なる発展又は当社と当社の顧客によるこの技術の採用及び使用に影響を及ぼす可能性のある予期せぬ結果をもたらす可能性がある。AIのアルゴリズム及びトレーニング方法には欠陥がある可能性がある。さらに、AI技術は複雑で急速に進化しており、当社はかかる技術に関して市場において、及び他社との大きな競争に直面する。AI機能を活用して社内機能及び業務を改善することには、さらなるリスク、コスト、課題を伴う。当社は、責任を持ってAIを開発・使用し、その使用によって生じる倫理的・法的問題を特定及び軽減することを目指す。問題が発生する前に特定又は解決できない可能性がある。AI関連の法律及び規則の状況は依然として不確実であり、法域ごとに一貫性がない可能性がある。進化する法律及び規制の状況に準拠するという当社の義務により、多大なコストが発生する、又は特定のAI機能を当社の製品に組み込む能力が制限される可能性がある。AIに関連する問題、欠陥及び／又は失敗はまた、(i)欧州連合その他の法域においてAIを規制する法律案に関して、並びに既存のデータ保護、プライバシー、知的財産権及びその他の法律の新たな適用の結果として、法的措置及び／又は規制措置を生じさせ、(ii)当社の評判を傷つけ、又は(iii)その他の方法で当社の事業に重大な損害を与える可能性がある。

**当社は、当社の顧客の一部に関する信用リスク及び脆弱化した市場における信用エクスポージャーに晒されており、それにより重大な損失が生じる可能性がある。**

当社の売上の大部分は信用取引によるもので、支払期間は、通常米国内で30日間であるが、一部米国外の市場においては現地の慣習又は状況によりそれよりも長くなる場合がある。信用取引の他に、当社はまた、顧客への融資及びリース契約の円滑化を求められてきた。当社のローン融資契約は、当社の製品とサービスを取得することに対する融資のみならず、ネットワークのインストール及び当社製品とサービスの統合に関連するその他の費用の追加資金としても供与される。当社の顧客が世界的な景気の低迷や不安定な経済環境の悪影響を受けた場合、当社の財務活動に関連した信用リスクは増加する可能性がある。当社が信用リスクを監視し軽減するために整えるプログラムが有効であるという保証はない。これまでに、当社と信用取引及びローン又はリース融資契約を有する企業で、特にインターネット事業及びサービス・プロバイダーなどに重大な破産のケースがみられ、当社に経済的、財務的損失が発生した。今後更なる損失が発生しないという保証はない。かかる損失はこれまでのところ重大なものではなかったが、仮に将来損失が発生した場合、当社の事業に損害を与え、当社の経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。更に、信用市場の混乱によって顧客が融資を受けることが困難になるにつれ、顧客の支払能力に悪影響を及ぼし、そのため、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社は、有価証券投資の市場価値及び金利の変動の影響を受ける可能性があり、投資の減損は当社の利益に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社は、保有形態、種類及び償還日が異なる投資ポートフォリオを維持している。当社のポートフォリオには、売却可能な債券投資及び株式投資が含まれ、その価値は、市場価格の変動リスクに晒される。当社の一部投資において過去に発生したように、かかる投資商品の市場価格が低下した場合、当社は、投資商品の公正価値が原価を下回ったとして、利益において認識する可能性がある。当社の非公開株式投資は、投資資本を失うリスクに晒される可能性がある。かかる未公開会社が開発中である技術又は製品の市場は、通常、初期段階にあり、実現化しない可能性がある。かかる投資は内在的なリスクを伴う。当社はかかる会社に対する投資を全て失う可能性がある。ポートフォリオ投資の公正価値及び利息に関連する市場リスクに関する情報については、下記「市場リスクに関する定量的且つ定性的開示」を参照されたい。

**当社は外国為替レートの変動に晒されており、それは当社の財務実績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社の事業の大部分が米国外において実施されている為、当社は外国為替レートの不利な変動に晒されている。これには、通貨の変動性が非常に高い新興市場の通貨を含む。ドル高は当社がドル建てにて販売を行っている米国外の市場における当社製品の顧客の実質費用を増加させる可能性があり、ドル安は、当社が外国通貨建てでコンポーネントを購入し

なければならない範囲において、現地営業費用及び原材料の購入費用を増加させる可能性がある。かかるリスクは商慣行が進化するにつれ次第に変化し、当社の財務実績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**主要な人材を雇用し確保し続けることができない場合、当社は、主要目標を達成することが難しくなる可能性がある。**

当社の成功は、技術、管理、販売及びマーケティング分野において高度な能力を有する人材を雇用し維持することができるかにこれまで大きく依存してきた。かかる有能な人材を獲得するための競争は特にカリフォルニア州北部のシリコン・バレー地域及びその他米国内の主要所在地において熾烈である。かかる人材に対し、その長期貢献に対して報奨を与え、当社に慰留するためのインセンティブを提供するために、ストック・インセンティブ・プランが設けられている。したがって、当社の株価の変動、株価や株式インセンティブ報奨の不調、株式の希薄化管理と株式報酬費用の抑制を目的として、株式インセンティブ・プログラムを含む報酬プログラムが変更された場合、当社の中心的な従業員を確保し続けることは困難になる可能性がある。これら要因が1つでも発生した場合、当社は米国外の地域で人員を増加させる可能性があるが、これにより当社は更なる地政学的リスク及び為替リスクにさらされる可能性がある。当社の主要な従業員の労働力が失われた場合、将来有能な人材を確保し維持することができない場合、又は特にエンジニアリング及び営業関係の分野における必要な人員の確保が適時にできない場合、タイムリー且つ効果的な製品の導入をはじめとする主要目的の達成が困難になる可能性がある。更に、当社の業界では、従業員が競合先からの申し出を受ける場合があり、従業員を引き抜かれた側の企業は、競合先が不適切な雇用活動を行っているとししばしば主張している。当社も過去にかかる申立をされており、将来においてもこれに関連して更なる申立がなされる可能性がある。

**訴訟又は政府調査の結果が当社に不利なものとなった場合、当社の経営成績又は財政状態は損害を被る可能性がある。**

当社は事業の通常の過程において、訴訟を提起される場合がある。更に、ロシアとウクライナの戦争並びに当社がロシア及びベラルーシにおける事業運営を停止し、ロシアにおける事業を秩序をもって縮小する当社の決定に関連して、ロシアにおいて請求や訴訟が現在あり、またかかる決定及び規制上の要求に関連して、将来ロシア及び／又はベラルーシにおいて請求や訴訟が発生する可能性がある。これらの訴訟のいずれかが不利な条件で解決された場合、ロシア及び／又はベラルーシにおける当社資産の差し押さえを含む可能性があり、その総額は2024年度第2四半期末現在の当社総資産の0.1%未満に相当する。いかなる訴訟も、費用がかかり、長期にわたり、事業の通常の運営に混乱を生じさせる可能性がある。更に、複雑な法的手続きの結果は、予測が困難である。訴訟又は政府調査の不利な結果は、当社の事業、経営成績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社が関与する訴訟等の詳細については、下記「訴訟」を参照されたい。

**当社の製品の偽造品が製造販売されることにより、経営成績が悪影響を受け、当社の信用が損なわれる可能性がある。**

世界をリードする製品の例に漏れず、当社の製品も、その偽造を目論むサードパーティのターゲットとなっている。当社では各国の取締当局とともに、偽造品の製造を防ぎその販売を禁止し、また顧客ネットワークにおける偽造品の追跡に懸命に取り組んでおり、その結果、偽造品及びその販売者を告訴し、罰金、禁固刑及び賠償金の支払いといった成果が得られたものの、かかる取組が今後成功する保証はない。偽造者は、生産地についての信憑性やサービスが欠如しているため、通常なら当社の製品を買わないであろう人々を販売対象としているものの、偽造品が販売されることにより、当社の正当な売上が浸食されるという意味において、当社の経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

**法人税引当金の変動や税申告調査の不利な結果は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社の法人税引当金は変動する可能性があり、税率の低い国において収益が予測よりも低く、税率の高い国において収益が予測よりも高かった場合、その他、繰延税金資産及び負債の評価の変更、外国源泉の無形収益、グローバルな無形資産低課税所得、税源侵食・租税回避防止税、研究開発の資産計上及び償却、法人代替最低税関連の法律、規則又はその解釈の変更、税務上のインセンティブの失効、当社の法的構造に買収がもたらす影響を含めた移転価格設定の調整、非控除報酬における税務上の影響、会社間再編に関連する税務費用、会計原則の変更、あるいは、外国子会社の収益への課税に関する米国内の変更、国外所得に帰属する費用の控除、及び外国の税還付規定を含む税法及び税規則、条約の変更又はその解釈の変更によっても、悪影響を受ける可能性がある。法人税の不確実性に関する会計指針に規定された認識及び測定特性の決定には重大な判断が求められる。米国を含む38か国で構成される国際的機構であるOECD(経済協力開発機構)は、従来よりの様々な税方針を変更しており、追加の変更を検討している。これらの変更が及び検討された変更が決定されるならば、参加国に採用された場合、当社の法人税引当金に悪影響を及ぼさないという保証はない。更に、雇用及び資本投資に関わる一部継続中の措置並びにコミットメントにより、一部の国における当社の所得は、税率の引き下げの対象

となった。当社がかかるコミットメントを履行できない場合、当社の実効税率は悪影響を受ける可能性がある。更に、当社は内国歳入庁及びその他税務当局により当社の法人税申告について継続的に検査を受ける。当社は法人税等引当金の充足性を判断する為にかかる検査による不利な結果の可能性を定期的に評価している。かかる継続的な検査の結果が、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼさないという保証はない。

**当社の事業及び営業活動は特に地震、洪水及びその他自然災害（グローバルな気候変動の結果を含む。）のリスクに晒されている。**

一部研究開発部門も置かれている当社の本社は、地震活動で知られている地域であるカリフォルニア州北部のシリコン・バレー地域に存在している。更に、当社の施設の一部は過去に洪水に見舞われたことのある川付近に存在している。当社の顧客、供給業者及び物流センターの一部は地震、津波及び洪水又はその他気象関連事象によって影響を受け、また今後も受ける可能性のある地域に所在しており、これがサプライチェーンの部品の運搬や製品の出荷を中断させ、今後もこの中断が継続する可能性がある。加えて、グローバルな気候変動は、早魃、山火事、暴風雨、海面上昇、降水量の変動及び洪水等の重大な自然災害がより頻繁に、及び／又はより激しさを増して発生する結果となる可能性がある。当社はこれまでこの種の自然災害の結果として重大な事象を経験していないが、将来のかかる事象の発生は、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

**テロ、戦争及びその他事象は、当社の事業、経営成績及び財政状態を損なう可能性がある。**

継続的なテロの脅威、それに対抗するためのセキュリティの強化及び軍事行動、あるいはその他の現在若しくは将来におけるテロ行為、戦争（例えば、現在進行中のロシアとウクライナの戦争及びイスラエルとハマスの戦争）並びにその他の事象（現在進行中のロシアとウクライナの戦争に関連するものを含む、経済制裁、貿易制限並びに政府、市場及び一般大衆の反応等）は、米国及びその他の国の経済に更なる打撃を与え、不確実性をもたらし、又は当社の事業、経営成績及び財政状態にその他の悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、エネルギー、交通、通信をはじめとするインフラや公共設備サービスが失われるなどの事象は、類似の悪影響を及ぼす可能性がある。かかる妨害又は不確実性の結果、顧客による発注、当社製品の製造若しくは出荷が遅延又は取消される場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

**債務の発生により当社の経営成績及び財政状態に悪影響が及ばないとの保証はない。**

2024年度第2四半期末現在、当社は2024年から2040年の特定日に満期を迎える総額78億ドルに上るシニア無担保債を発行済である。また当社はコマーシャルペーパー・プログラムを策定した。本プログラムに基づき、当社は、私募により、何時でも150億ドルを上限発行額として、短期の無担保コマーシャル・ペーパーを発行することができ、2024年1月27日現在、かかるプログラムによる発行済みコマーシャル・ペーパーは39億ドルであった。この債務又は将来における債務の発生（スプレッドの買収を賄うため、又は既存債務を借り換えるために発生する追加債務を含む。）が、既存の現金資源を使用した場合よりも、当社に流動性をもたらすためのより良い手段となる保証はない。更に、当社がこの債務を維持すること又は将来における債務の発生が、当社の経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼさないとの保証はない。更に、格付機関による当社の信用格付の変更が、当社の借入証券及び持分証券双方の価値及び流動性並びに当社のコマーシャルペーパー・プログラム又は将来の社債の発行に基づく借入れにかかる諸条件に悪影響を及ぼす可能性がある。

**当社の評判及び／又は事業は、ESG事項及び／又は当社のかかる事項の報告により悪影響を受ける可能性がある。**

米国内外において、環境・社会・ガバナンス（「ESG」）に関する規制当局、一部の投資家及びその他の利害関係者からの注目度が高まっている。当社は、環境問題、多様性及び包括性、責任ある調達、社会的投資などに関する特定のESG関連イニシアティブ、目標及び／又はコミットメントを、当社の年次目的報告書、ウェブサイト、SECへの提出書類、その他の方法で伝える。これらのイニシアティブ、目標又はコミットメントは、その達成が困難であり、実施に費用がかかる可能性がある。例えば、2021年9月、当社は、2040年までに温室効果ガス排出の全領域でネットゼロを達成するという目標を発表したが、その達成は、当社製品の電力効率の向上、顧客の拠点及びサプライヤーの拠点における再生可能エネルギーの採用、並びに顧客による当社の特定の製品及びサービスの採用に関する見積り及び仮定の正確性に大きく依存する。当社は、2040年ネットゼロの目標及びその他のESG関連イニシアティブ、目標又はコミットメントを達成できない、又は達成できないとみなされる可能性がある。更に、これらのイニシアティブ、目標、コミットメントの時期、範囲、性質、又はそれらの修正について批判を受ける可能性がある。ESG関連事項に関する当社の必須開示及び自主的開示が増加する限り、当社は、かかる開示の正確性、妥当性又は完全性について批判を受ける可能性がある。ESG関連イニシアティ

ブ、目標又はコミットメントを現実に達成できない場合若しくは達成できないとみなされる場合、当社の評判に悪影響を与える、又は当社の事業にその他重大な悪影響を与える可能性がある。

## 知的財産権に関連するリスク

### 当社の所有権は実施が困難な可能性がある。

当社は通常、当社の技術及び製品に関する所有権を確立及び維持する為に、特許法、著作権法、登録商標法及び企業秘密法に依存している。当社は数々の特許の発行を受けている一方、その他現在申請中の多くの特許を抱えているが、これらの特許又はその他の独自の権利に対して、異議申立、無効化又は回避がなされない保証はなく、また当社の権利が当社に対して競争力のある利点を実際に提供できるという保証もない。更に、ネットワーク技術の主要部分は同産業界の基準により管理されているが、全ての市場参入者はそれを利用できる。また、申請中の特許が発行されるか否か、また特許に関連して認められている申立が当社の技術を保護するのに十分であるか、保証はない。また、一部外国法の下では、米国内法と同じようには当社の所有権が保護を受けられない可能性がある。外国における法的措置の結果は、仮に米国内でかかる措置が判断された場合の結果とは異なる可能性がある。当社は、当社が競争している特定の事業分野に関し、いかなる個別の特許又は特許群にも依存していないが、当社の所有権を市場において機能全体（製品の特許により保護されていない部分も含む。）として保護できない場合、当社を成功に導いた革新的な製品を創出する為に必要であった莫大な費用、時間及び努力を費やす必要のない他者との競争において不利益を受ける可能性がある。

### 当社は他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性がある。

顧客を含むサードパーティは、独占的な特許権、著作権、登録商標及び当社に関連する技術及び関連基準についての知的財産権についての申立の申請又は訴訟の提起を過去に行っており、今後も行いう可能性がある。かかる主張は、当社の成長とともに、また、特に米国における特許関連申立の申請が全般的に頻繁になったことにより、次第に増加してきた。ネットワーキング分野における膨大な数の特許の存在、申請中の特許の秘匿性、特許の発行の頻度の高まりにより、製品若しくはそのコンポーネントが他者の特許権を侵害している可能性があるか、若しくは侵害する可能性があるか否かを事前に判断することは経済的に実質的ではないし、また可能でずらい。申立てられた主張及び/又は提起された訴訟には、当社の既存製品又は将来の製品やかかる製品のコンポーネントが原告の所有権を侵害しているとして、当社又は当社の製造業者、供給業者、顧客に対する申立が含まれる可能性がある。かかる訴えに根拠があるか否かは関係なく、時間と訴訟費用が発生し、また技術要員及び経営陣の労を要し、権利を侵害しない技術を開発したり、ライセンス契約を結ぶ必要性が出てくる可能性がある。申立が顧客によりなされた場合、根拠のない申立に対する抗弁であっても、顧客との関係が損なわれる可能性がある。仮に必要となった場合にライセンスが受入可能な条件にて利用できるか、又は申立が直接当社若しくは当社の顧客に対してなされた場合に、供給業者による補償が当社の費用を補填するのに十分であるか、保証はない。更に、高等裁判所の裁定は必ずしも予測可能ではなく、極めて根拠に乏しい申立でさえも、高額の和解金にて解決することは珍しくない。サードパーティによる当社に対する権利侵害若しくはその他知的財産権に関する申立でサードパーティが勝訴した場合、顧客に対する申立に関連して当社が顧客に対し補償しなければならない場合、又は当社が権利を侵害しない技術の開発ができなかった場合若しくは商業的に妥当な条件にて独占的権利のライセンスを受けることができなかった場合、当社の事業、経営成績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。補償義務に関する詳細については、連結財務書類に対する注記14（e）を参照されたい。知的財産権の利用に関する潜在的リスクは、買収によって高まる可能性がある。これは、技術を取得した場合、かかる技術の開発過程や権利侵害リスクに対する保護対策が十分に明白ではないためである。また、当社が取得した技術について、取得前には主張されていなかった権利侵害の申立や類似の申立が、取得後に第三者により提起されるということも過去に発生した。

### 当社はサードパーティ・ライセンスの利用可能性に依存している。

当社の製品の多くはサードパーティからライセンス供与されたソフトウェアやその他知的財産を包含するように設計されている。将来、これらの製品の様々な面に関連してライセンスを取得又は更新する必要性が生じる可能性がある。かかる必要性が生じた場合に、ライセンスを受入可能な条件で利用できるという保証はない。特定のライセンス若しくはその他の権利を取得できない場合、かかるライセンス若しくは権利を好条件にて取得できない場合、又はかかる件に関して訴訟が提起された場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。更に、非排他的にサードパーティからライセンス供与されたソフトウェア又はその他の知的財産を当社製品に搭載した場合、当社製品に対する当社の所有権を保護する能力が制限される可能性がある。

## サイバーセキュリティ、プライバシー及び規制要件に関連するリスク

サイバー攻撃、データ漏洩又はその他のインシデントは当社の事業運営を妨害し、経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼし、当社の信用を傷つける又はその他当社の事業が著しく損なわれる可能性があり、また、当社の顧客ネットワーク若しくは第三者プロバイダーのネットワーク上で、当社が利用する第三者の製品において、又は当社に対し提供若しくは当社が提供若しくはサポートするクラウドサービスにおいて、サイバー攻撃、データ漏洩又はその他インシデントが発生した場合、当社は賠償請求を受ける結果となり、法的手段及び/又は規制上の措置を引き起こし、当社の信用を傷つけ、事業が著しく損なわれる可能性がある。

サイバー攻撃がより高度化し、予測及び防御がより困難になるにつれて、当社は定期的にサイバー攻撃及びその他の当社製品、サービス及びIT環境（以下に定義する。）への不正アクセスの試みを経験しており、今後かかる試みにさらされることが継続すると想定している。当社はセキュリティ対策を講じているものの、（i）当社の製品及びサービス、並びに（ii）当社及び第三者のデータが保存若しくは加工されている当社のサーバー、データセンター及びクラウド・ソリューション（当社が依拠する第三者により運営されるサーバー、データセンター及びクラウド・ソリューションを含む。）（合わせて、当社の「IT環境」という。）は、従業員、臨時従業員、悪意のある行為者、国家やその代理人などによるサイバー攻撃、インシデント、データ漏洩、マルウェア、不注意なミス、障害、故障、改竄又はその他盗難若しくは悪用（これらのサイバー攻撃や関連活動は、外交又は武力紛争の時期に激化する可能性がある。）に脆弱である。更に、サイバー攻撃又はその他インシデントは長期間検出されず、当社の環境に存続する可能性がある。サイバー関連の事象により、当社又は顧客若しくは当社が依拠する第三者プロバイダーの製品、サービス及びIT環境の運用の信用性が損なわれ、それらへのアクセスの中断が発生しており、また将来においてそのような結果となる可能性があり、又は当社のシステム、顧客のシステム又は第三者のシステムに保存された機密情報は現在又は将来において不適切にアクセス、加工、開示され、消失し、盗難される結果となる可能性がある。当社は現在までサイバーセキュリティ事項に関連する重大な事象を経験していないが、将来的にかかる事象のいずれかが発生する場合、顧客、データ対象者、サプライヤー、提携先企業、従業員その他に賠償責任を負う結果となりかねず、法的手段及び/又は規制上の措置を引き起こし、信用を傷つけ、その他事業が著しく損なわれ、これらのいずれも当社の事業、経営成績及び財務状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。悪意ある行為者によるインターネット活動の妨害又は当社のセキュリティ機能への攻撃を制限しようとする場合、その実施に費用がかかり、成功しない可能性がある。当社の顧客若しくは第三者プロバイダーのネットワーク、当社が使用する第三者の製品又は当社に対し提供若しくは当社が提供若しくはサポートするクラウドサービスのセキュリティに対する違反があった場合、かかる違反が当社の製品若しくはサービス自体の脆弱性、脆弱性が判明した当社が使用する第三者製品を当社が適時に緩和できない、若しくはセキュリティ修正を適用できないこと又は当社の製品、サービス及びIT環境の完全性を保護するデジタルセキュリティインフラストラクチャー若しくはセキュリティツールの維持ができないことに起因するものであるか否かに関係なく、いずれの場合も当社に対する損害賠償請求が生じ、信用が傷つき、事業が著しく損なわれる可能性がある。

**脆弱性及び深刻なセキュリティ上の欠陥、脆弱性及びセキュリティ上の欠陥を修復する優先順位の決定、第三者プロバイダーによる脆弱性及び深刻なセキュリティ上の欠陥の修復の失敗、あるいは顧客が適時に更新版セキュリティを配備しない又は製品、サービス若しくはソリューションの更新をしない決定をする場合、当社は賠償請求を受ける結果となり、当社の信用を傷つけ、事業が著しく損なわれる可能性がある。**

当社が顧客に販売する製品及びサービス並びに当社のクラウドベースのソリューションは、まだ修復されておらず、開示した場合セキュリティの低下を伴う脆弱性又はセキュリティ上の欠陥を、当社のそれらを防止し発見しようとする努力にもかかわらず、不可避免的に含む。当社は、どの脆弱性又はセキュリティ上の欠陥を修理するか、また、これらの修理の時期を決定するにあたり、優先順位の決定も行う。当社が脆弱性やセキュリティ上の欠陥に優先順位をつけたとしても、場合により、当社が改善策を開発するまでに時間がかかったことがあり、また将来的にもかかる可能性がある。さらに、回避策又はその他の緩和策が、更新版セキュリティが利用可能となる前に顧客を保護するために利用できない若しくは十分ではなかったことがあり、将来的に利用できない若しくは十分ではない可能性がある。顧客が最新の更新版をインストールしていない場合、又は更新版セキュリティが適用される前に攻撃者が脆弱性を悪用して追加のマルウェアをインストールし、顧客のシステムをさらに危険にさらす場合、当社が更新版セキュリティを発行した後でも脆弱性が存続する可能性がある。加えて、顧客はまた、更新版セキュリティの配備の前にテストする必要があるかもしれない、これは実装を遅延させる。顧客が適切な時期に更新版セキュリティを配備しない、製品寿命が終了した製品を使用し、更新版セキュリティを受けない、又は更新版セキュリティを含む当社製品、サービス若しくはクラウドベースのソリューションの最新版に更新しないと決定する場合、これらは脆弱なままにされる。更に、当社は当社及び第三者のデータが保存される又は加工されるソフトウェア及びクラウドベースのサービスについて第三者プロバイダーを信頼しており、当社はこれら第三者プロバイダーが脆弱性を修復する時期を制御できず、当社は脆弱なままにされる可能性がある。脆弱性及びセキュリティ上の欠陥、脆弱性及びセキュリティ上の欠陥を修復する上での優先順位のエラー、第三者プロバイダーによる脆弱性及びセキュリティ上の欠陥の修復の失敗、又は顧客が適時に更新版セキュリティを配備しない若しくは製品、サービス、若し



くはソリューションを更新しない決定をする場合、当社に対する損害賠償請求が生じ、信用が傷つき、事業が著しく損なわれる可能性がある。

**当社が個人情報を適切に保護できない又はできないとみなされる場合、当社に対する損害賠償請求がなされたり、当社の評判に傷がついたり、又は当社の事業に重大な損害を与える可能性がある。**

世界のプライバシー及びデータ保護関連の法律及び規制は、進化しつつあり、広範かつ複雑である。これらの法律及び規制を遵守することは困難であり、費用もかかる。加えて、クラウドベースのサービスの規制を含むデータの収集、処理又は国境を越えた送信を制限又は制御する法律上の要求の進展は、当社製品及びサービスの当社顧客による使用能力及び当社の販売能力に重大な影響を与える可能性がある。場合により、これらの法律の解釈や適用は不確実であり、また当社の法的及び規制上の義務は頻繁に変更される可能性がある。例えば、欧州連合（「EU」）の一般データ保護規則（「GDPR」）は、EU域内の事業所から行う活動やEU域内で提供する製品・サービスに関連する活動に適用され、個人データの取扱いに関する様々な遵守義務を課している。更に、当社は、カリフォルニア州の消費者プライバシー法及び個人データの取扱いに関連するその他の法律、規制及び義務の適用を受ける。当社が個人情報に関して適用される法令やその他の義務を実際に遵守できない場合若しくはできないとみなされる場合、又は不正なアクセス、使用、その他の処理から個人情報を保護することが実際にできない場合若しくはできないとみなされる場合、当社は顧客、データ対象者、サプライヤー、提携先企業、従業員等に対して責任を負い、法的手段及び／又は規制上の措置を引き起こし、当社の評判を傷つけ、又は当社の事業に重大な悪影響を与える可能性があり、これらはいずれも当社の事業、経営成績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

**当社の事業、経営成績及び財政状態は、当社の製品及びサービスに適用される規制上の不確実性又は義務の進展により、著しく損なわれる可能性がある。**

当社が米国及びその他の国々において事業を行っている業界及び部門に適用される規制要件の変更は、当社の製品及びサービスの販売及び利用に重大な影響を及ぼす可能性がある。特に、経済制裁及び輸出入の管理規制の変更は、特定の地域における当社の製品及びサービスの販売とサポート能力に影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす可能性がある。さらに、電気通信規制の変更は、当社のサービス・プロバイダーの顧客による当社の製品及びサービスの購入に影響を与える可能性があり、また当社の規制対象のオファーの販売にも影響を与える可能性がある。当社の製品及びサービスの販売に影響を及ぼす可能性のあるその他の不確実な分野には、暗号技術、データ、人工知能、プライバシー、サイバーセキュリティ、環境上の持続可能性（気候変動を含む。）、人権、製品認証、製品アクセサビリティ、原産国及び当社のサプライチェーンに適用される国家安全保障管理に関連する法令又は顧客の調達要件が含まれる。これらの分野のいずれかにおける規制要件の変更、又は適用される法令又はこれらの分野に関連するその他の義務に対する当社の実際の若しくは認識上の不履行は、当社の事業、経営成績及び財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## 当社株式の所有に関連するリスク

**当社の株価は不安定である可能性がある。**

過去において、当社の普通株式は大幅な価格変動を経験したことがあるが、これは特に当社の実際の財務実績とアナリストの予測に差異があったため、また競合先と当社の発表によるものであった。更に、当社の戦略的地位、財政状態、経営成績、事業、当社製品のセキュリティ又は重大な取引に関する報道機関や投資関係者の憶測により、当社の株価が変動する可能性がある。また、株式市場では株価と出来高が大きく変動し、特に技術関連会社の市場価格が影響を受けたことがあったが、かかる変動は、これらの会社の経営成績とは無関係である場合が多かった。このような要因は、経済や政治の全般的状況と同様に、また当社又は競合企業若しくは潜在的競合企業による買収その他重大な取引の提案と実行や、かかる取引に関連する困難な問題と同様に、将来において当社の普通株式の市場価格に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。更に、当社の主要従業員は実質的に全てその報酬の一部が株価と連動しているため、当社の株価の変動が激しかったり、株価が低下した場合、また株式報酬プログラムを含む全体的な報酬プログラムが変更された場合、かかる従業員の慰留に悪影響を及ぼす可能性がある。

## 市場リスクに関する定量的且つ定性的開示

当社の財務ポジションは、金利リスク、株価リスク及び外国為替リスク等、複数のリスクに晒されている。

## 金利リスク

**売却可能債券投資** 当社は様々な持分、種類及び満期の投資ポートフォリオを保有している。当社が売却可能債券投資を保有する最大の目的は、元本の確保及び管理のリスクに見合った投資収益を達成することにある。いずれにしても、市場金利の急激な上昇は、当社が保有する売却可能債券投資ポートフォリオの公正価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。他方、信用スプレッドの低下を含め、金利の低下は投資ポートフォリオからの金利収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社では、売却可能債券投資をトレーディング目的で保有していない。2024年1月27日現在、当社が保有する売却可能債券投資はレバレッジされていない。当社は、特定の格付カテゴリー及び個々の発行体に対する信用エクスポージャーを含め、当社の金利及び信用リスクを監視している。当社ポートフォリオの信用力は総じて堅固であると当社は考えている。

**貸出債権** 2024年1月27日現在及び2023年7月29日現在の貸出債権の簿価はいずれも、68億ドルであった。2024年1月27日現在、市場金利が50ベースポイント（BPS）上昇又は低下したと仮定すると、当社の貸出債権の公正価値は、それぞれ約1億ドル、増加又は減少する。

**債務** 2024年1月27日現在における当社の優先確定利付債残高は、額面ベースで78億ドルである。当社の優先債の簿価は77億ドル、市場価格に基づいた公正価値ベースでは79億ドルに上る。2024年1月27日現在、市場金利が50BPS上昇又は低下したと仮定すると、確定利付債務の公正価値は、ヘッジ債15億ドルを除けば、約2億ドル減少又は増加する。但し、かかる金利の仮想変動によりヘッジ対象となっていない固定金利負債にかかる支払利息が影響を受けることはない。

## 株価リスク

**市場性のある株式投資** 当社の市場性のある株式投資の公正価値は、市場価格の変動に晒されている。当社は、戦略上の目的で、あるいは当社の投資ポートフォリオ全体の分散化を図る目的で、持分証券を保有する。かかる持分証券はトレーディング以外の目的で保有されている。当社の市場性のある株式投資の公正価値合計は2024年1月27日及び2023年7月29日現在、それぞれ426百万ドル及び431百万ドルであった。

**非公開株式への投資** これらの投資は、当社の連結貸借対照表上、その他資産の部に計上されている。2024年1月27日及び2023年7月29日現在、当社の非公開株式は、簿価ベースでそれぞれ総額16億ドル及び18億ドルであった。当社が投資するこれら企業の一部は新興又は発展途上段階にある企業である。当該未公開企業が開発中の技術又は製品に対する市場は、通常、初期段階にあり、実現しない可能性があるため、こうした投資は内在的リスクを伴う。当社はこうした企業への投資全てを失う可能性がある。非公開株式への投資の評価は、とりわけかかる企業の持つ技術の性質と見込み財務リターンなど、事業のファンダメンタルズに基づいて実施される。

## 為替リスク

以下の日付現在の為替先物予約残高の概要は米ドル換算で次の通りである。

（単位：百万ドル）

|       | 2024年1月27日現在 |         | 2023年7月29日現在 |         |
|-------|--------------|---------|--------------|---------|
|       | 名目元本額        | 公正価値    | 名目元本額        | 名目元本額   |
| 先物予約： |              |         |              |         |
| 購入    | \$ 3,201     | \$ (48) | \$ 3,014     | \$ (33) |
| 売却    | \$ 3,006     | \$ 46   | \$ 2,406     | \$ 31   |

当社は世界中で数多くの通貨により事業を行っている。当社の収益は主に米ドル建てであるため、収益に及ぼす為替変動の直接的影響は重大ではない。しかしながら、他通貨に対して米国ドルが強含んだ場合、当社の米国外の顧客にとって費用の増加を促し、これにより、需要が低下する可能性があることから、当社の収益に間接的な影響が及ぶ可能性がある。他方、米国ドルが弱含んだ場合には、これと反対の効果が及ぶ可能性がある。しかしながら、為替相場の変動が及ぼす間接的な影響を正確に測定する、あるいは予測することは難しい。なぜなら、当社の収益はかかる為替相場の変動による影響以外に、数多くの要因から影響を受けているからである。

当社の営業費用の約70%はドル建てで計上される。2024年度上半期において、ヘッジ効果を除いた為替相場の変動により、研究開発費、販売及び一般管理費の合計は、2023年度上半期比で約49百万ドル（0.5%）増加した。非米ドル建て



営業費用が原因として生じる営業費用やサービス売上原価のばらつきを緩和するため、当社は一部の予想される外貨建て取引を通貨オプション及び先物契約によりヘッジすることができる。これらヘッジ・プログラムは、長期にわたる外貨の保護を提供するには策定されていない。特定のヘッジ・アプローチを設計するにあたり、当社はエクスポージャーの相殺、エクスポージャーの重大性、特定のヘッジ手段の締結に関連する費用、及びヘッジの潜在的有効性を含むいくつかの要因を検討する。為替予約にかかる損益は、為替の値動きによる当社営業費用及びサービス売上原価への影響を軽減する。

当社はまた、事業体の機能通貨以外の通貨建てによる受取債権及び支払債務についての為替変動の短期的影響を緩和するために為替先物予約及びオプション契約を締結している。当社にかかる外国通貨建て受取債権及び支払債務に関連する市場リスクは、主に当社の外貨建て取引の予測と残高の差異に関連するものである。当社は、投機目的での外貨先物契約及びオプション契約は締結していない。

## 訴訟

ブラジル ブラジル税務当局は輸入税の脱税疑惑並びにブラジルにおける当社子会社及び当社製品の輸入業者が関与した不適切な取引疑惑に関して、当該ブラジル子会社と当社の過去の一部従業員並びに当輸入業者とその関連会社及び従業員に対する調査を進めてきた。ブラジル税務当局は、輸入税、遅延利息及び制裁金についてブラジルの輸入業者との連帯責任があるとして、ブラジルにおける当社子会社に対して支払請求を行った。ブラジル連邦政府の税務当局が過年度に行った支払請求に加えて、ブラジル、サンパウロ州の税務当局は同じ法的根拠に基づく類似の支払請求を過年度に行っている。ブラジル連邦政府の税務当局が行った支払請求は、2003年から2007年(暦年)に関するものであり、サンパウロ州の税務当局が行った支払請求は2005年から2007年(暦年)に関するものである。ブラジルの州及び連邦政府の税務当局が行った支払請求合計は、輸入税及びその他の脱税に係る金額が165百万ドル、かかる税の遅延利息が929百万ドル、並びに様々な制裁金が373百万ドルである（いずれも、2024年1月27日現在の換算レートによる。）。

当社は、本件について包括的なレビューを完了し、かかる当社のブラジル子会社に対する申立は法的根拠のないものと当社は確信しており、かかる申立に対し断固として抗弁する方針である。当社は、主張されている賠償責任には法的根拠がないと考えているものの、ブラジルの司法手続きをとりまく複雑且つ不透明な環境及び輸入業者に対して連帯責任を主張する当該申立の性質から、当社は、当社のブラジル子会社に対する不利な結果が生じる可能性を判断出来ず、また損失があるとしてもその額の範囲を合理的に見積もることが出来ない。数年間は最終的な司法判断は下らないと予想される。

セントリペタル 2018年2月13日、セントリペタル・ネットワークス社(以下「セントリペタル」という。)は、バージニア州東部地区連邦地方裁判所において、特許侵害の請求を当社に対して申立てた。セントリペタルは、複数の当社製品及びサービスがセントリペタルの11件の米国特許を侵害していると主張する。2回の裁判官裁判と様々な行政訴訟及び控訴を経て、当社はいずれの特許も侵害していないこと、又は特許が無効であることが判明した。無効判決の1つに対して控訴があり、当社はセントリペタルによる更なる控訴を予想する。

2020年4月から2022年2月まで、セントリペタルはまた、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所（以下「ドイツ裁判所」という。）において、合計5件の特許及び1件の実用新案を主張する訴状を提出した。セントリペタルは全ての訴訟において損害賠償及び差止めによる救済を求めた。2021年、2022年、2023年の様々な訴訟において、当社は3件の特許を侵害していないことが判明し、1件の特許が無効となり、実用新案が無効となり、最後の特許に対する侵害訴訟は係属中の無効訴訟により停止された。控訴は係属中であり、次回の手続きは2024年度下半期に行われる予定である。

セントリペタルは2023年7月10日、パリ司法裁判所に欧州特許のフランス対応特許を主張する訴状を提出した。セントリペタルは本件において損害賠償及び差止めによる救済を求めている。セントリペタルは以前、ドイツで同じ欧州特許のドイツ対応特許を主張したが、ドイツの裁判所は侵害がないと判断し、セントリペタルの訴えを却下した。当社は訴状に対する回答と抗弁を提出し、次回の手続きは2024年度下半期に予定されている。

米国及び欧州における特許訴訟を取り巻く不透明性のため、現時点では、当社はこれらの訴訟の最終的な結果も合理的に見積もることはできない。当社がこれらの訴訟において勝訴できない場合でも、最終的に評価される損害賠償は、当社の連結財務書類に重大な影響を与えるとは考えない。

ラモット Tel Aviv University Ltd.のRamot(以下「ラモット」という。)は、増額損害賠償及び将来の販売に対するロイヤルティを含む損害賠償を求める特許侵害請求を、2019年6月12日にテキサス州東部地区連邦地方裁判所において当社に対して、及び2021年2月26日にデラウェア地区連邦地方裁判所においてアカシアに対して、それぞれ主張した。ラモットは、一部の光トランシーバモジュール及び回線カードが3つの特許を侵害していると主張している。当社は米国特許商標庁（以下「PTO」という。）において特許の有効性に異議を唱え、係属中の地方裁判所の件は停止された2021年9月28日及び2022年5月24日、シスコ及びアカシアは、デラウェア地区連邦地方裁判所において、別のラモットの特許について、ラモットに対して非侵害の2件の宣言的判決を求める訴えを提起した。次回の手続きは2025年度上半期に予定されている。

当社はこれらの訴訟において強力な非侵害及び無効の主張を有しており、当該訴訟におけるラモットの損害賠償の理論は一般的な法により裏付けられていないと考えているが、訴訟プロセスにおける不確実性のために、現時点でこれらの訴訟の最終的な結果を合理的に推定することはできない。当社が裁判においてこれらの訴訟に勝訴しない場合でも、最終的に査定される損害賠償は連結財務書類に重要な影響を与えないと当社は考える。

エジェネラ 2016年8月8日、Egenera, Inc.（以下「エジェネラ」という。）は、シスコのUCS(Unified Computing System) Managerが3件の特許を侵害していると主張し、マサチューセッツ州連邦地方裁判所において当社に対する特許侵害請求を申し立てた。エジェネラは、増額を含む損害賠償及び差止めを求めた。主張されていた特許のうち2件は却下され、エジェネラには主張した1件の特許に基づく侵害請求が残っている。2022年3月25日、PTOは、一方当事者の申立てによる再審査手続きにおいて、残る特許の全ての請求を特許不成立とする予備的判断を示した。2022年8月15日、残る特許に関する陪審員裁判の後、陪審員は、シスコに有利な評決を下した。連邦地方裁判所はエジェネラの裁判後の申立てを却下し、エジェネラは2023年1月13日に連邦巡回控訴裁判所に控訴し、次回の手続きは2024年度下半期に予定されている。

Viasat Viasat, Inc.（以下「Viasat」という。）は、2019年11月6日、カリフォルニア州サンディエゴ郡上級裁判所（以下「SDSC」という。）において、2019年1月1日以降に販売された一部のアカシア製品について契約及び営業秘密の請求を主張する訴訟をアカシアに対して提起した。2020年6月9日、ViasatはSDSCに別の訴訟を提起し、追加のアカシア製品の販売について契約及び営業秘密を主張している。両訴訟は正式に棄却され、当社の連結財務書類に重要な影響を及ぼさない金額の和解により解決した。

上記の事項に加えて、当社は通常の営業過程において、知的財産関係訴訟を含む、その他の法的手続、賠償請求及び訴訟提起を受けている。これらの係争の結果は現時点では確定できないが、当社は、当該係争の解決に要する最終的な費用が当社の連結財務書類に重要な影響を与えるとは考えていない。知的財産関係訴訟の詳細については、前述の「リスク要因—当社は他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性がある。」の項を参照されたい。

## 第四部【組込情報】

- (1) 2023年度外国会社報告書及びその補足書類 2023年11月10日 関東財務局長に提出
- (2) 2024年度外国会社半期報告書及びその補足書類 2024年4月25日 関東財務局長に提出

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。